

いたばし子ども未来応援宣言 2025
実施計画 2025
(素案)

令和3年10月

板橋区

はじめに



調整中

令和4年2月

板橋区長

坂本 健

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	3
2	計画期間	5
3	計画の対象	5
4	計画の位置づけ	6
5	計画の策定体制	7
6	計画の推進	8
7	進行管理	9

第2章 板橋区の現状

1	板橋区の現況	12
2	区のこれまでの取組	18

第3章 基本理念と施策の体系

1	基本理念	23
2	施策の体系	24
3	重点的な取組	25
4	計画指標	30

第4章 実施計画 2025 ～あなたのそばには、いつも私たちがいます～

1	実施計画 2025 について	33
	基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし	34
	基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし	36
	基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし	38
	基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし	40
	基本目標Ⅴ 子育てでみんなが協力するまち いたばし	42
2	計画事業の概要	44

資料編

1	めざす方向と基本的視点	70
2	事業一覧	72
3	統計データ	81
4	策定経過	93
5	板橋区子ども・子育て会議委員名簿	94
6	板橋区子ども・子育て会議条例	95
7	板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱	96

第1章



計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画期間
- 3 計画の対象
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の策定体制
- 6 計画の推進
- 7 進行管理

1 計画の策定にあたって

未来を担う子どもたちが すくすくとたくましく成長できるまちをめざして

本章では、本計画の策定に関する背景や、計画の期間・対象者・位置づけ等を示します。

本計画は、次世代を担う子ども・若者やこれらを育成する家庭を社会全体で支援し、妊娠・出産から若者の社会的自立にいたるまで、誰一人取り残すことなく切れ目のない支援を実行するための実施計画です。

計画策定の背景

板橋区は、「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」を策定し、そのアクションプランである「実施計画 2021」に基づき、未来を担う子どもたちがすくすくとたくましく成長するまちの実現に向け、取り組んできました。

また、「板橋区子ども・若者計画 2021」により、子ども・若者の健やかな成長や、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長する環境の実現をめざしてきました。

このたび、「板橋区子ども・若者計画 2021」を統合した形で、第3期のアクションプランである「実施計画 2025」を策定し、「若い世代が住み続けたいくなるまち・住みたいくなるまち」の実現に取り組みます。

計画期間

「いたばし子ども未来応援宣言 2025」は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間を計画期間としています。

「実施計画 2025」は、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度の 4 年間を計画期間とします。

計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」の実施計画にあたるとともに、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「市町村計画」を包含する計画として位置づけます。また、「健やか親子 21（第二期）」を踏まえた「母子保健計画」の事業も包含しています。

さらに、「板橋区基本計画 2025」、「いたばし No. 1 実現プラン 2025」、保健・福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」等と整合を図ります。

1 計画策定の背景

板橋区は、「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」（平成28(2016)年度～令和7(2025)年度。以下「応援宣言2025」）、そのアクションプランである「実施計画2021」に基づき、未来を担う子どもたちがすくすくとたくましく成長するまちの実現に向け、取り組んできました。

また、「板橋区子ども・若者計画 2021」（平成29(2017)年度～令和3(2021)年度）により、子ども・若者の健やかな成長や、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長する環境の実現をめざしてきました。

しかし、その間に区政を取り巻く環境は激変しました。国による不合理な税制改正に伴う区歳入の減収の恒常化に加え、新型コロナウイルス感染症の伝播による日本経済への深刻な影響など、区政はかつて経験したことのない危機に直面しています。

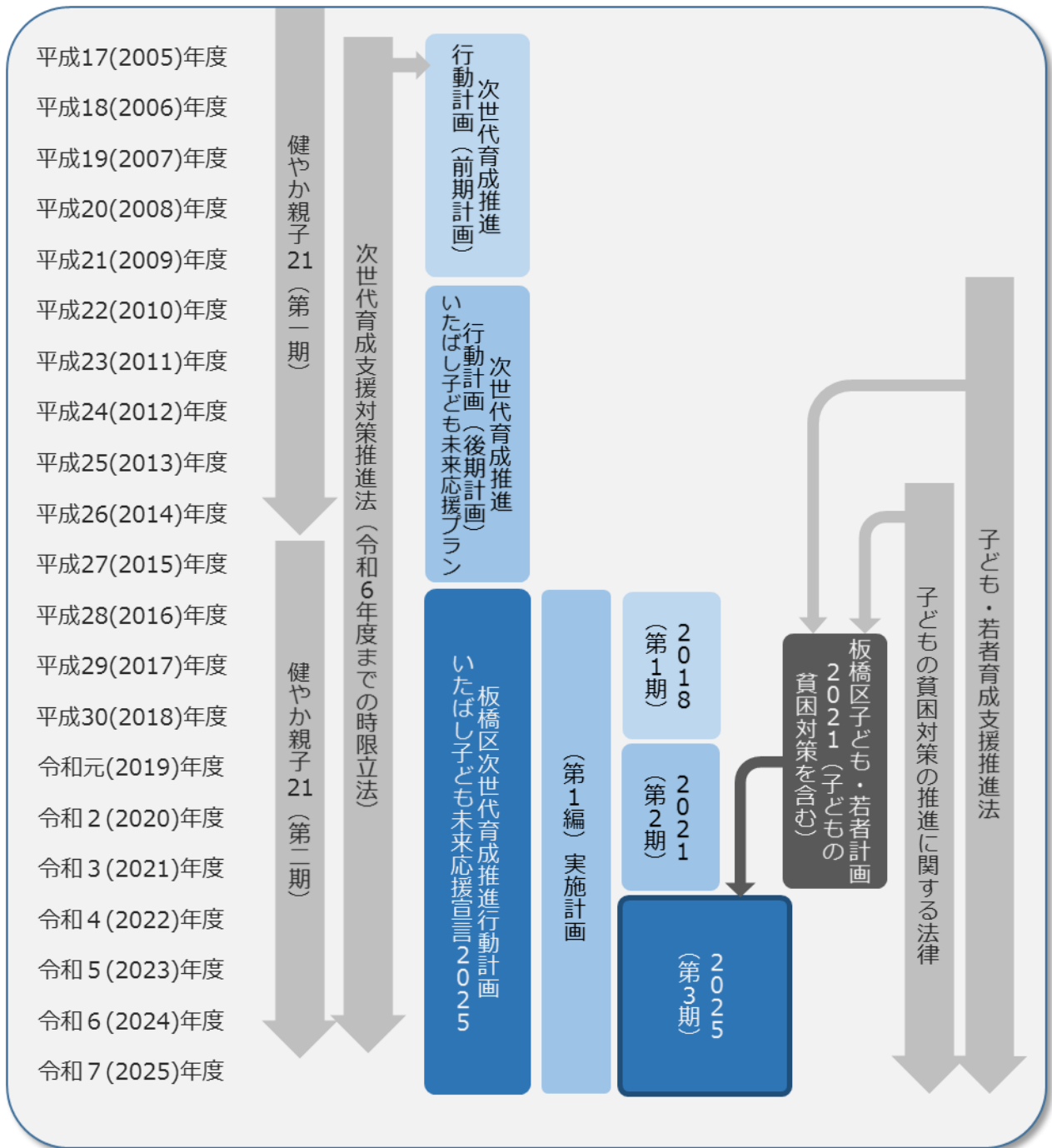
こうした状況の中、板橋区は1年前倒しして「いたばしNo.1 実現プラン2025」を策定しました。厳しい財政運営を強いられる中、行政サービスを量から質に転換するとともに、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」を構築していかなければなりません。

子ども・若者・子育て家庭を巡る状況についても、新型コロナウイルス感染症の影響が表れています。感染の防止・予防対策を徹底するため、健康づくり・育児相談等に関する講座や教室が中止を余儀なくされ、児童館をはじめ施設の利用者も減少しました。誰一人取り残すことなく切れ目のない支援を実行するためには、事業の工夫や選択と集中によって、「新たな日常」における区民サービスのあり方を模索する必要があります。

こうした厳しい区政環境がある一方、令和4(2022)年度には、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」が設置され、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限活かした切れ目のない支援を行えるようになり、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できる環境が整います。

こうした背景のもと、板橋区では、「板橋区子ども・若者計画 2021」を統合した形で第3期のアクションプランである「実施計画2025」を策定し、妊娠・出産から若者の社会的自立にいたるまで、誰一人取り残すことなく切れ目のない支援を実行し、「若い世代が住み続けたくなるまち・住みたくなるまち」の実現に向けた施策を展開・推進していきます。

図表 1 板橋区の実施計画

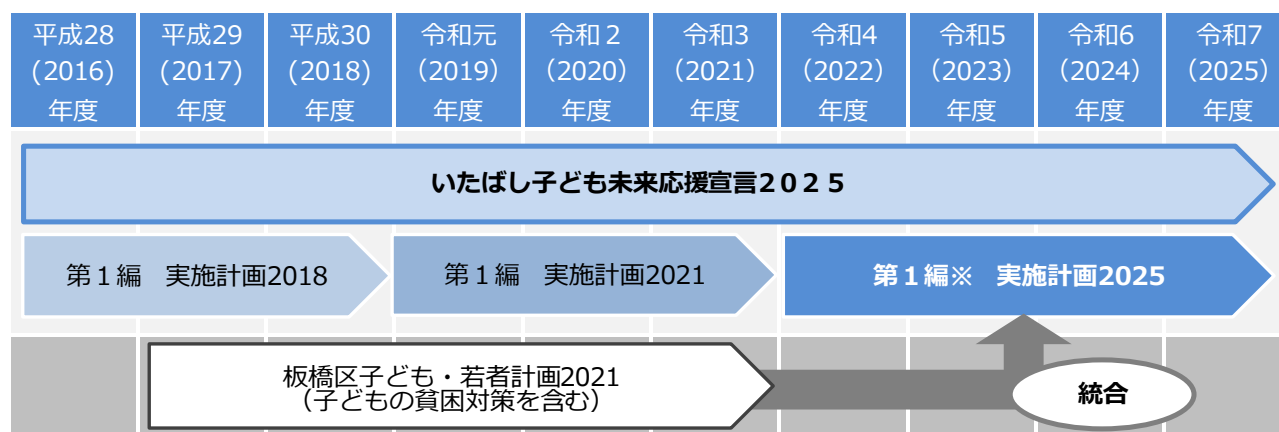


2 計画期間

「応援宣言 2025」は、平成 28(2016)年度から令和 7 (2025)年度までの 10 年間の計画となっており、この期間を 3 期に分けてアクションプラン(実施計画)を策定しています。

「実施計画 2025」は、その 3 期目に当たり、令和 4 (2022) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 4 年間の計画期間とします。

図表 2 計画期間



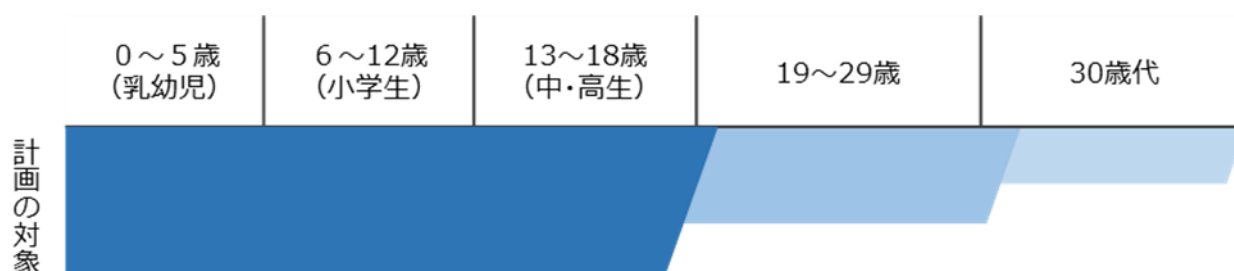
※第2編 板橋区子ども・子育て支援事業計画は、第2期(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)を策定済み

3 計画の対象

「実施計画 2025」は、乳幼児期から青年期である概ね0歳から30歳未満の子ども・若者(未成年の保護者を含む)を対象とします。なお、施策によっては30歳代の者も対象とします。

また、上記の子ども・若者のほか、これらの家族、地域社会、企業、行政等すべての個人及び団体を対象として、未来を担うすべての子ども・若者が夢をもって健やかに育ち、自立し、社会で活躍するとともに、次の世代につながるような好循環を生み出す環境を整備していきます。

図表 3 計画の対象

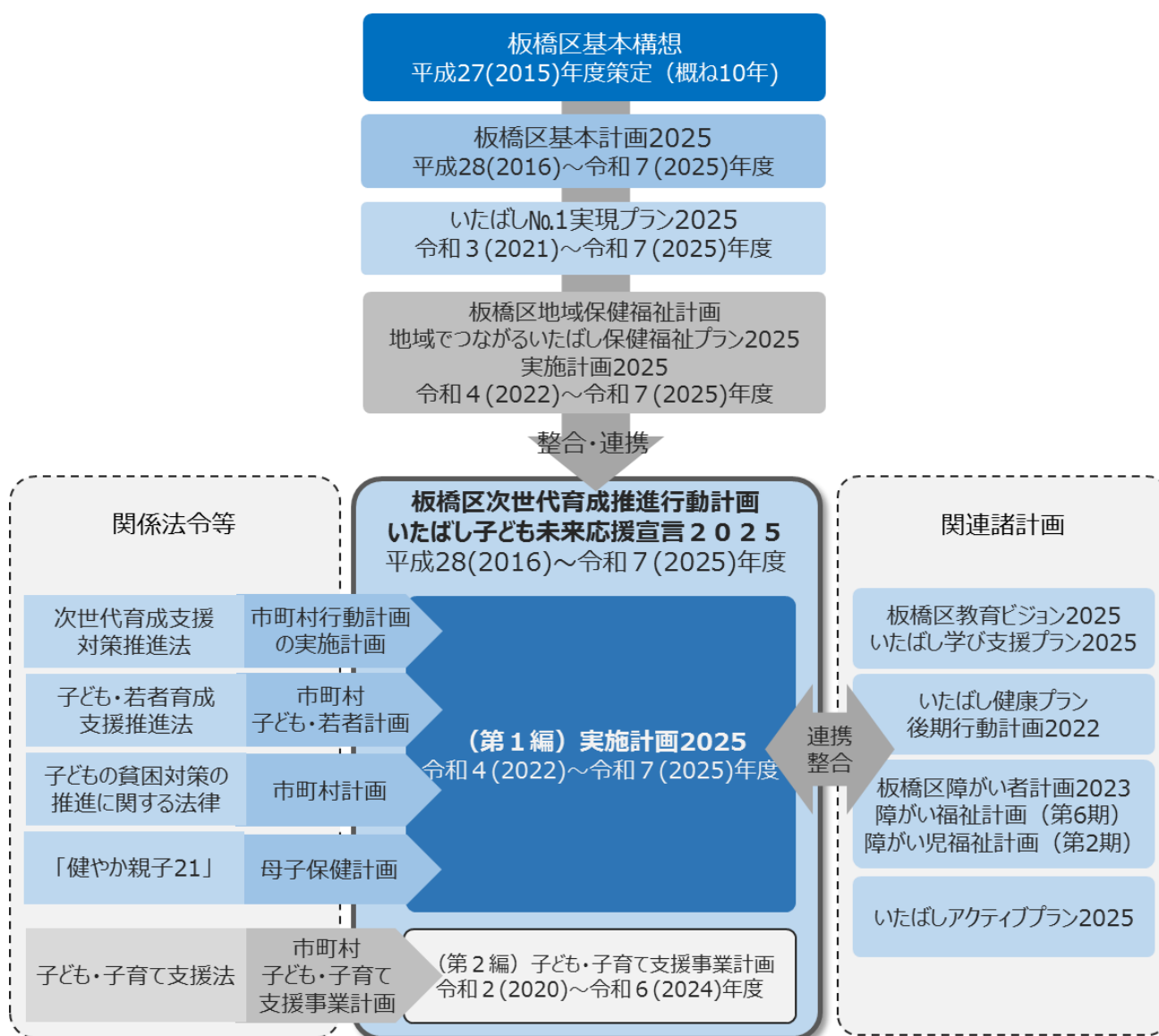


4 計画の位置づけ

「実施計画 2025」は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)第8条に基づく「市町村行動計画」の実実施計画にあたるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を包含する計画として位置づけます。また、「健やか親子 21¹(第二期)」を踏まえた「母子保健計画」の事業も包含しています。

さらに、「板橋区基本計画 2025」、「いたばしNo.1 実現プラン 2025」、各保健・福祉分野の上位計画となる「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」等の関連諸計画との整合を図ります。

図表4 関連する主な計画



¹健やか親子 21：平成13年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、関係者が一体となって推進する国民運動計画。

5 計画の策定体制

(1) 庁内検討組織

① 庁内検討会議

庁内の関係部署が連携し、横断的に対策を検討するため、課長級で構成する次世代育成支援連絡調整会議、子ども・若者育成支援連絡調整会議、子どもの貧困対策連絡調整会議を合同で開催し、検討しました。

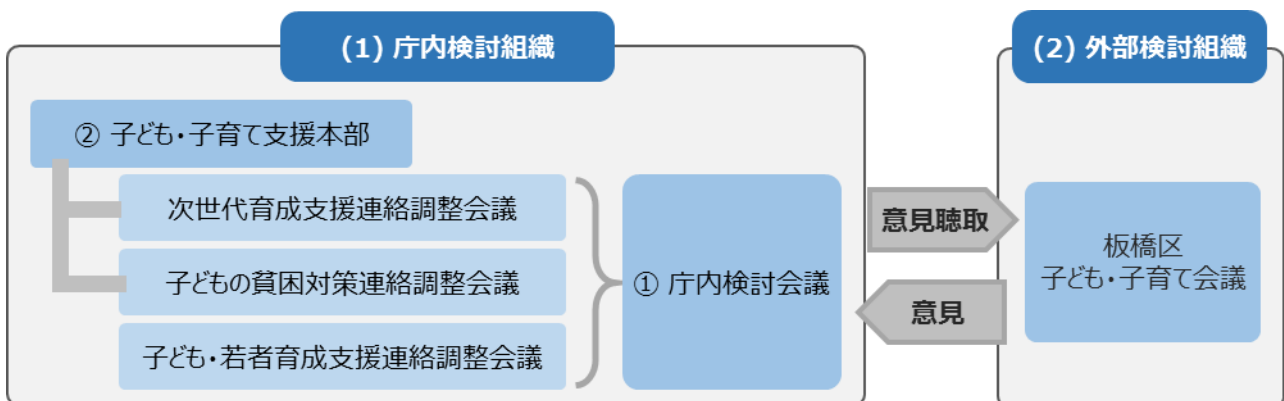
② 子ども・子育て支援本部（庁議）

外部検討組織の意見を踏まえ、計画案を作成し、区長を本部長とする「子ども・子育て支援本部」（庁議）において決定しました。

(2) 外部検討組織

学識経験者や関係団体代表者、区民委員等で構成した「板橋区子ども・子育て会議」で意見を聴取し、計画に反映させました。

図表5 計画の策定体制



6 計画の推進

「誰一人取り残さない」という理念の国際目標「SDGs²」をしっかりと見据え、社会のあらゆる分野における人々が、すべての子ども・若者の健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有することにより、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが重要です。「未来のおとな」の育ちに夢と希望を託すため、お互いに助け合い、育ちあっていくことをめざしていきます。

(1) 板橋区の役割

計画の着実な推進

本計画に掲載した施策・事業を円滑に実施し、目標を達成していくため、「板橋区子ども・子育て支援本部」(庁議)及び「板橋区次世代育成支援連絡調整会議」等で関係部署との連携を図り、子ども・若者支援を総合的に推進していきます。また、他自治体との連携や先進事例の調査研究に努めていきます。

事業者・関係機関・団体等との連携及び協働

子ども・若者支援に関わる様々な事業者・関係機関・団体等へ、区の考え方や情報提供を積極的に行い、連携を深めるとともに、より多くの団体等と連携・協働できる体制整備を図ります。

持続可能な施策の推進

区民ニーズの変化に伴う、新たな課題や国・東京都における新規施策、社会経済情勢や行財政を取り巻く環境変化など、見直しの必要性が生じた場合は、的確かつ柔軟に対応し、適宜見直しを行っていきます。

区民の目線に立った施策の推進

すべての子ども・若者に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子ども・若者の状況に応じ、妊娠・出産から切れ目のない支援を行うための体制づくりをはじめ、多様な方法による分かりやすい情報発信に努めていきます。

(2) 家庭の役割

父母、その他保護者は、子育てについての第一義的責任を有するということ、また、家庭は教育の出発点であるという認識のもと、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する姿に感動して、保護者として成長していくことが必要です。また、家庭のみならず、他の保護者や地域の人々となつながりを持ち、地域社会に参画・連携し、地域の子育てにおける役割を果たすことも必要です。

²SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) : 2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「貧困の撲滅」と「持続可能な経済・社会・環境実現」等を目的に、すべての国が取り組むべき17の目標と169のターゲットが定められています。

(3) 地域・区民の役割

地域は、子どもたちを見守り、子どもたちの安心・安全な居場所づくり等に取り組むとともに、保護者が子育てに対して、不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、保護者に寄り添い支える必要があります。また、多様性を受け入れ、互いに認め合い、それぞれの強みを引き出していきながら、ともに成長できる地域社会を実現していくことが重要です。

(4) 事業主の役割

事業主は、子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者の希望に応じ、育児休業や短時間勤務の取得しやすい環境づくりに努める必要があります。次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を実施していくことも必要です。

7 進行管理

(1) 板橋区子ども・子育て会議による点検と意見

学識経験者や関連団体代表者、区民委員等で構成する「板橋区子ども・子育て会議」において、計画の実施状況の把握や点検を行うとともに、実施状況に対しての意見を伺います。

(2) 評価と進行管理

計画の進捗状況を点検するため、基本目標ごとにめざす指標を設定し、主要施策の点検を行います。また、定性的・質的な視点に立って総合的な評価も行います。

「板橋区子ども・子育て支援本部」(庁議)及び「板橋区次世代育成支援連絡調整会議」において、施策の進捗状況を把握・点検するとともに、PDCAサイクル(計画ー実施ー評価ー改善)により、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。

(3) 計画の進捗状況の公表

計画の推進に向けて、子育て家庭や子育てに係る関係団体、地域の理解と協力が重要であり、そのためには計画に関する情報提供が大切になります。このため、計画の主要施策の進捗状況について毎年度公表し、情報の共有化を図りながら区民参加が得られるよう努めていきます。

第2章



板橋区の現状

- 1 板橋区の現況
- 2 区のこれまでの取組

2 板橋区の現状

板橋区の現況と取組

本章では、板橋区の子ども・若者・子育て家庭をめぐる様々なデータを示します。

また、「実施計画 2025」の策定にあたり、「実施計画 2021」、「板橋区子ども・若者計画 2021」及び「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」の振り返りを行います。

板橋区の現況

板橋区の年少人口比率は、減少傾向にあり、少子高齢化の進行に歯止めがかかっていません。また、合計特殊出生率は、全国及び東京都の平均水準を下回っています。

虐待通告件数が増加傾向にあり、これまで以上に虐待の未然防止・早期発見の取組が必要となっています。

小・中学校における不登校の状況は、不登校出現率は、全国的に上昇傾向であり、不登校復帰率は、全国的に低下傾向にあります。

区のこれまでの取組

「実施計画 2021」、「板橋区子ども・若者計画 2021」及び「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」について、主な取組の成果をまとめ、振り返りを行いました。

- (1) 「実施計画 2021」では、特に配慮の必要な子どもへの支援や、誰もが希望する教育・保育を受けられる支援の拡充についての成果を上げることができました。
- (2) 「板橋区子ども・若者計画 2021」では、既存事業の充実を図りその有効性を向上させるとともに、新たな取組にも着手することで、子ども・若者の社会的自立と活躍に関する各種事業の拡充が図られました。
- (3) 「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」では、無料学習支援の充実、子どもの居場所づくり、支援制度の認知度の向上などの進捗がありました。

1 板橋区の現況

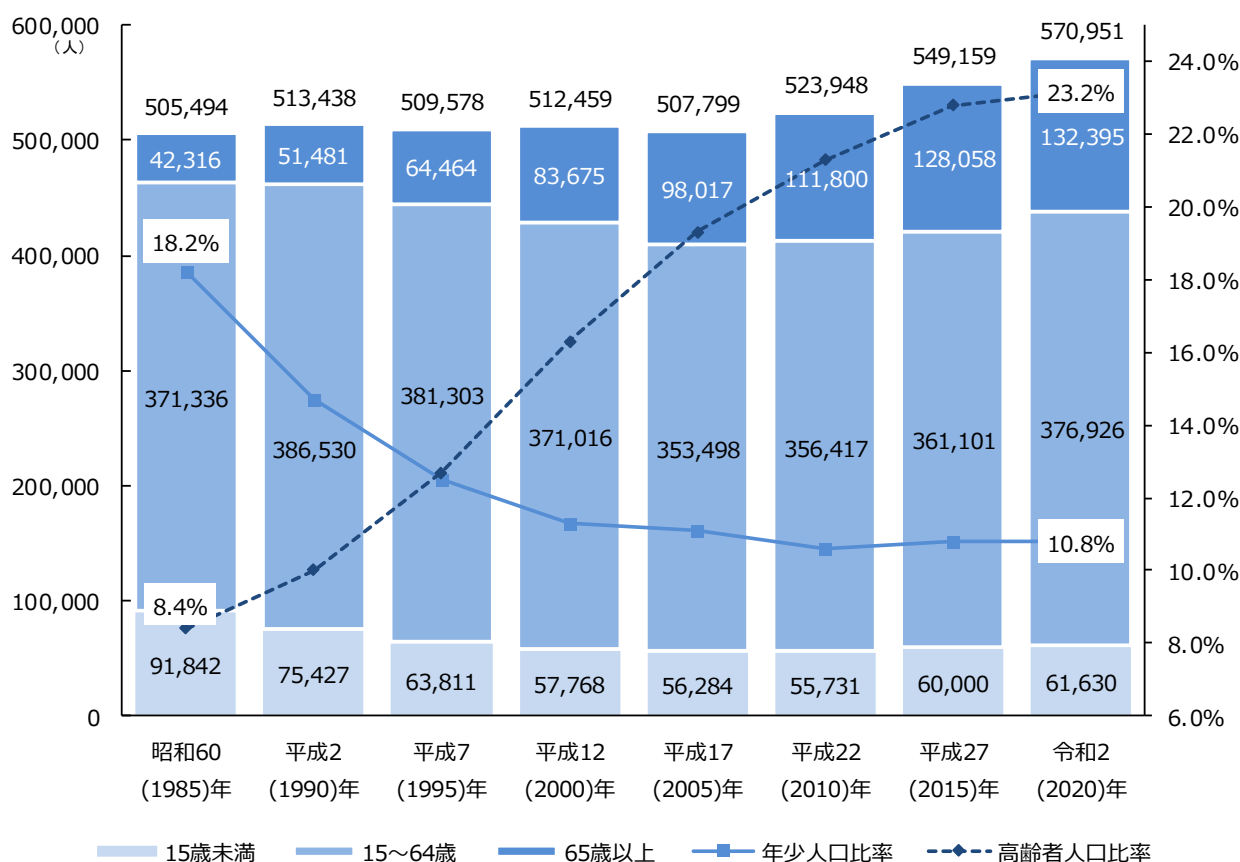
2020年国勢調査の結果は、
原案にてお示しします。

(1) 人口の推移

板橋区の人口は昭和60(1985)年以降、50万人台で推移しており、近年は増加傾向にありましたが、令和2年は僅かながら減少しました。

一方、年少人口比率は減少傾向にあり、少子高齢化の進行に歯止めがかかっていません。

図表6 人口の推移



資料：国勢調査（総人口には年齢不詳を含む）

令和2年度は住民基本台帳（10月1日）

<参考>年齢区分別人口比率の比較

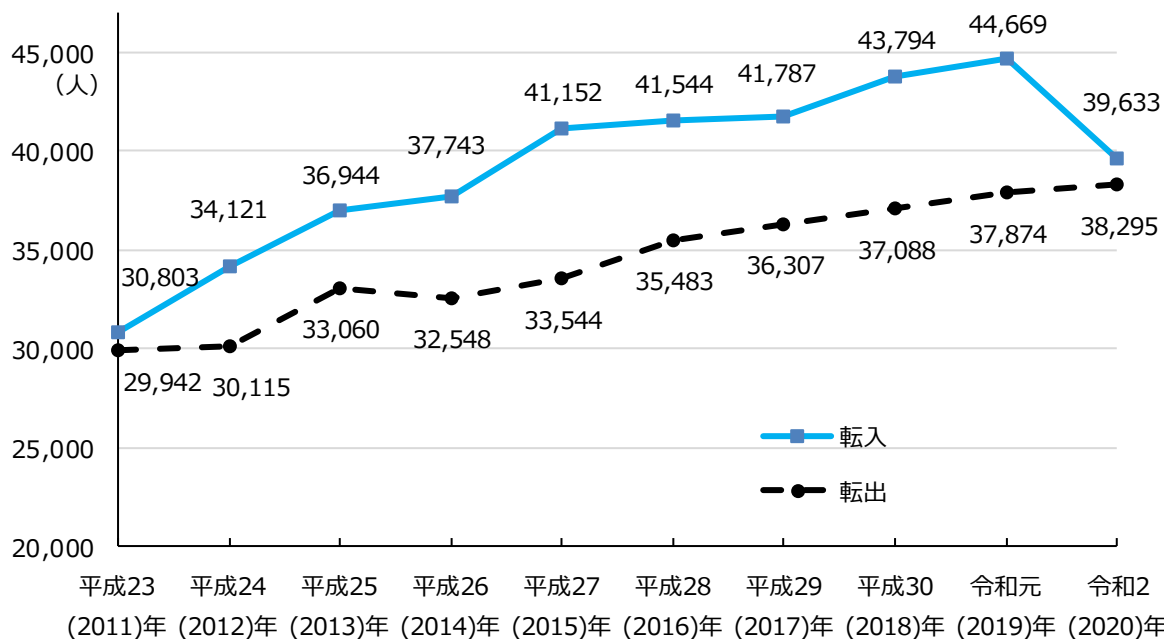
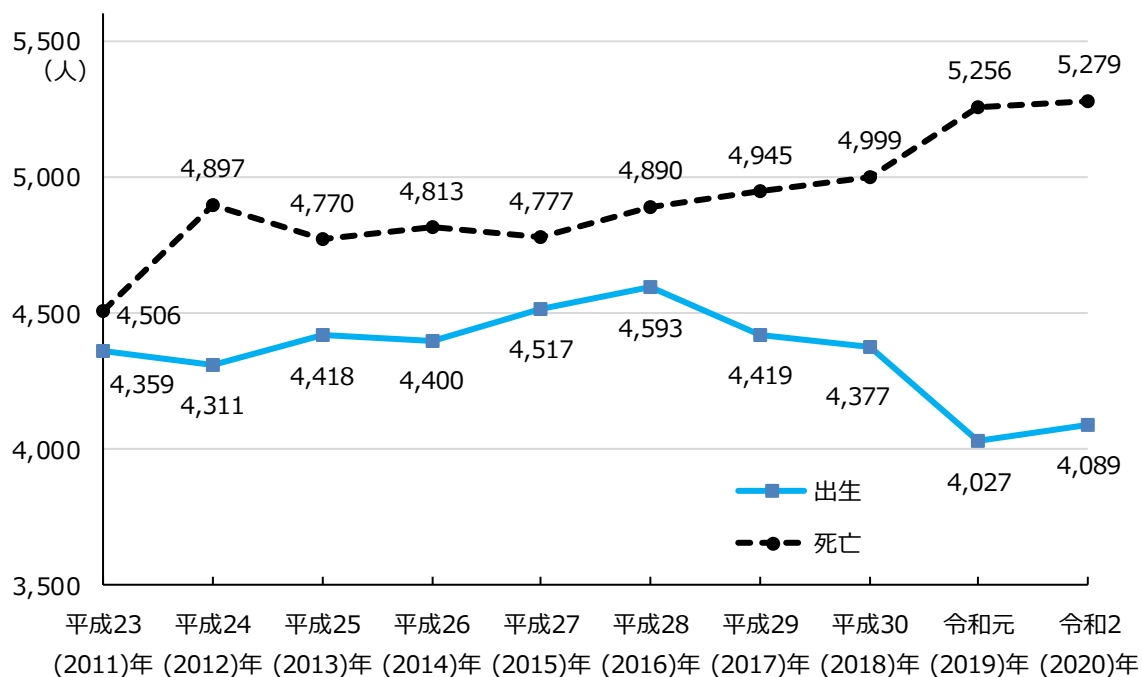
	板橋区	全国	東京都	都区部
年少人口（15歳未満）比率(%)	10.8	11.9	11.5	11.3
生産年齢人口（15~64歳）比率(%)	66.0	59.2	65.8	67.2
高齢者人口（65歳以上）比率(%)	23.2	28.8	22.7	21.5

資料：東京都の統計（令和3年1月1日）

自然増減(出生・死亡)は、平成 22 (2010) 年以降、出生数が死亡数を下回る自然減が続いています。

一方、社会増減(転入・転出)は、概ね転入が転出を上回る社会増が続いていましたが、令和 2 (2020) 年には転入増に歯止めがかかる傾向が見られ、これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと推測されます。

図表 7 自然増減と社会増減の推移



注：自然増とは死亡数>出生数、社会増とは転入>転出

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

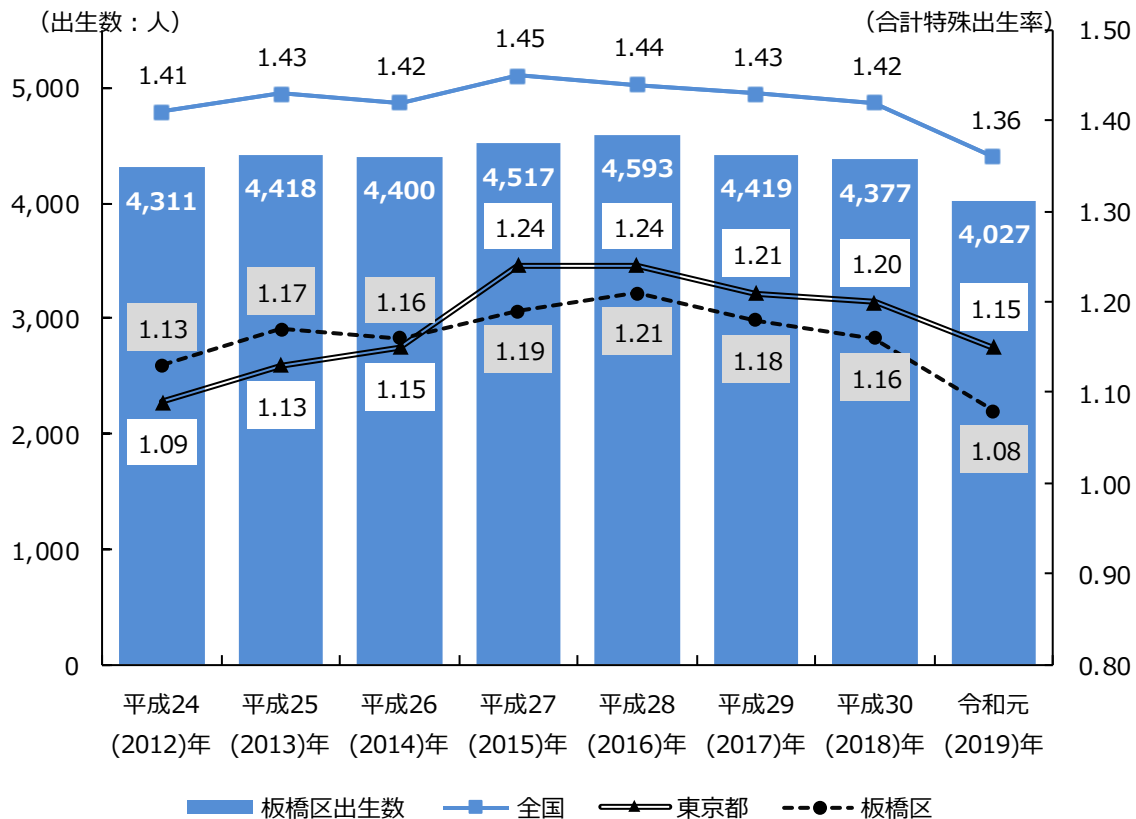
(2) 子どもの数の推移

出生数は、4千人台で推移しており、平成28(2016)年の4,680人をピークに減少に転じています。

また、合計特殊出生率³は、平成28(2016)年に1.21まで回復したのをピークに減少に転じ、全国及び東京都の平均水準を下回っています。

令和2年分は原案にてお示しします。

図表8 出生数と合計特殊出生率の推移



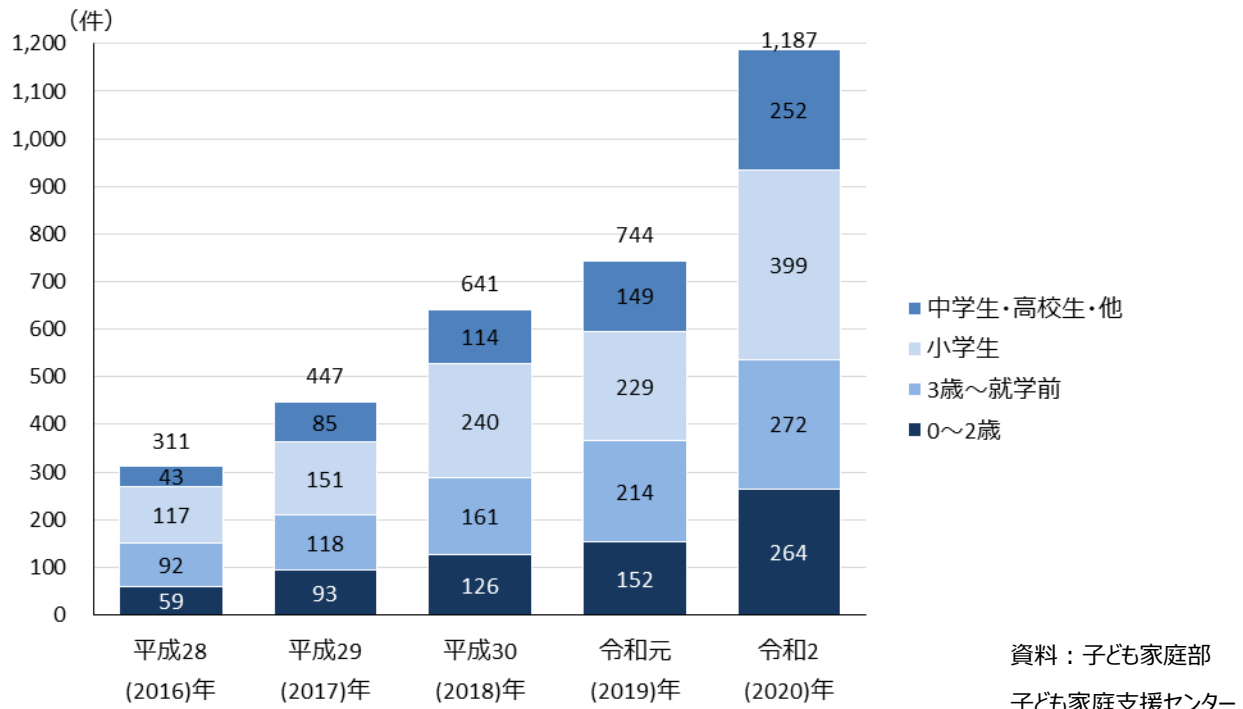
資料：人口動態統計

(3) 児童虐待の通告件数

区で受けた虐待通告件数は、近年、増加傾向にあります。特に、令和2(2020)年度においては、1,187件となっており、これまで以上に虐待の未然防止・早期発見の取組が必要となっています。

³合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

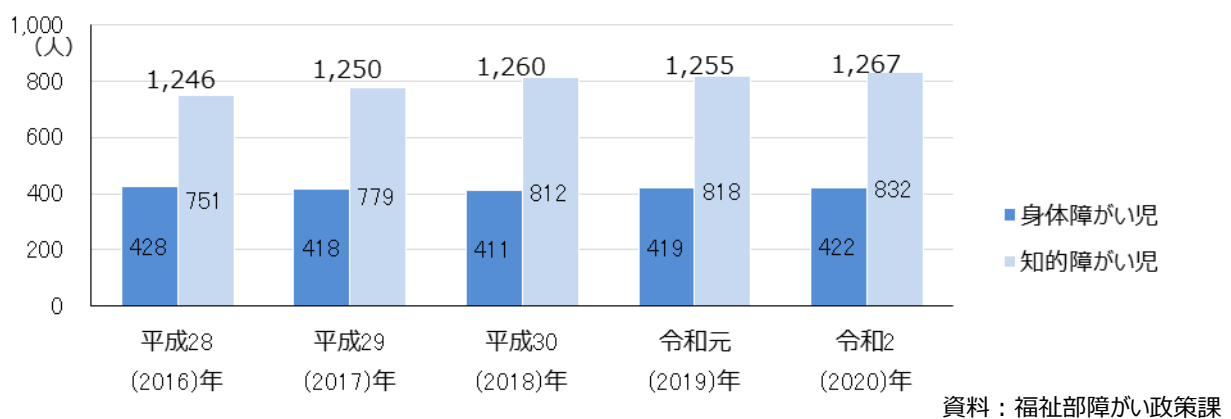
図表9 虐待通告件数と年齢別通告件数



(4) 障がい児の推移と傾向

手帳を所持する障がい児は、令和2（2020）年度においては、1,267人となっており、近年ほぼ横ばい傾向となっています。しかしながら、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しており、また、医療的ケア児についても、把握が難しい状況があります。そのため、このような子どもたちについても、ニーズを捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

図表10 障がいのある子どもの状況（障がい者手帳所持者）



<参考> 特別支援学級等在籍者数

		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度
特別支援学級等在籍者数(人)	小学校	520	666	419	844	916
	中学校	228	215	256	257	312

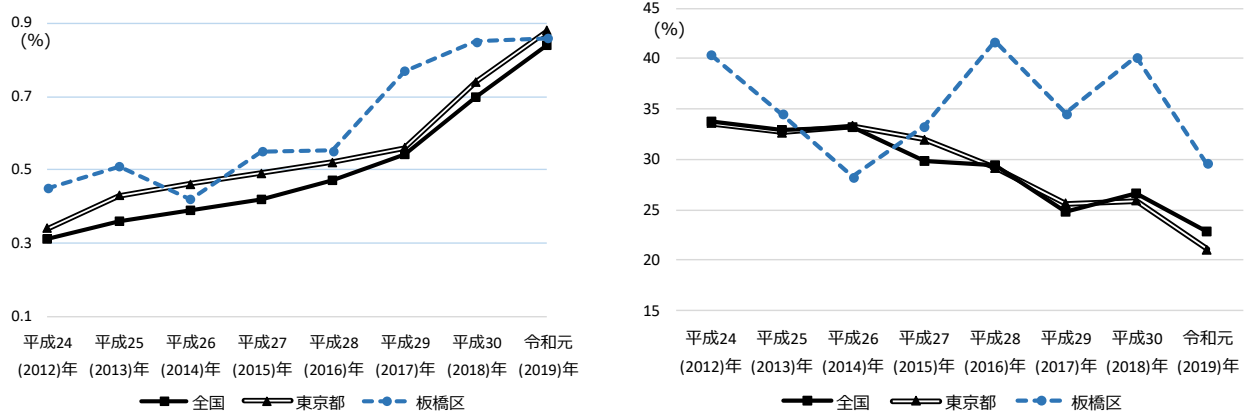
資料：教育委員会事務局指導室

(5) 小・中学校における不登校の状況

小学校における不登校⁴出現率⁵は、全国的に上昇傾向にあります。学校復帰⁶率⁷は、平成26年を除き、東京都、全国平均と比較すると板橋区が高い数値となっていますが、全国的な傾向としては低下傾向にあります。

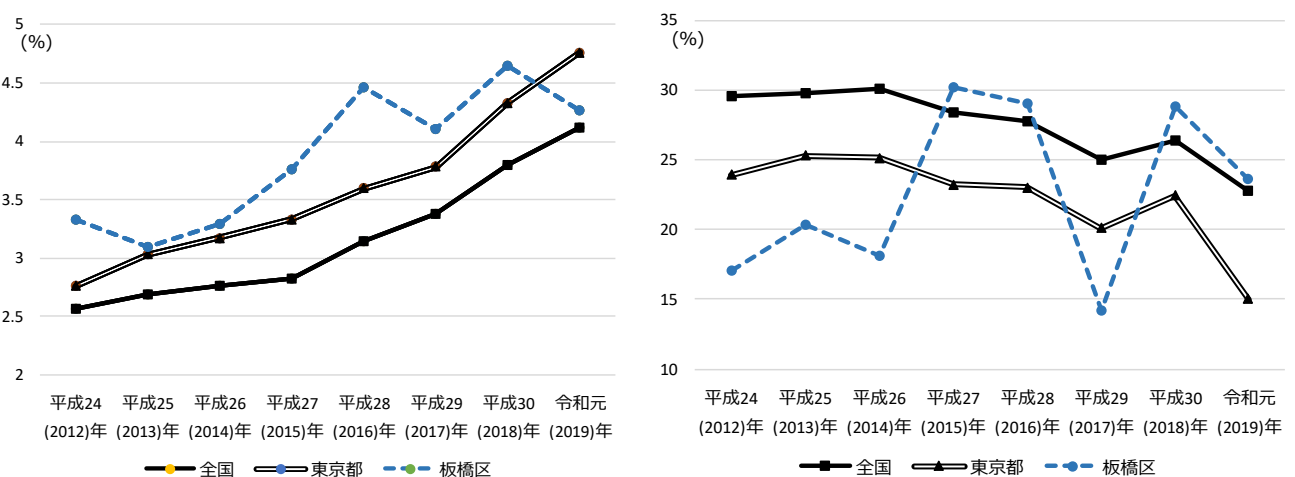
令和2年分は原案にてお示しします。

図表 11 小学校における不登校出現率（左）及び学校復帰率（右）



中学校における不登校出現率は小学校と同様に、全国、東京都、板橋区のすべてで、上昇傾向にあります。復帰率は、平成26年までは板橋区が最も低い状況でしたが、平成27年・平成28年は東京都、全国平均よりも高くなっています。また、板橋区を含めた全国的な傾向として、学校復帰率は低下傾向にあります。

図表 12 中学校における不登校出現率（左）及び学校復帰率（右）



⁴不登校：何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

⁵不登校出現率：在籍児童・生徒数のうち、不登校児童・生徒の割合

⁶学校復帰：不登校児童・生徒が学校へ登校する、またはできるようになること

⁷学校復帰率：不登校児童・生徒のうち、学校に復帰した児童・生徒の割合。学校に復帰した児童・生徒数が多いほど割合が高くなる

2 区のこれまでの取組

「実施計画 2021」、「板橋区子ども・若者計画 2021」及び「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」について、主な取組の成果をまとめ、振り返りを行いました。

(1) 実施計画 2021

「実施計画 2021」では、SDGs の理念を踏まえ、誰一人取り残さず、未来を担うすべての子ども・子育て家庭を応援するため、3つの連携施策を定め、新たな課題に取り組んできました。

こうした取組の結果、特に配慮の必要な子どもへの支援や、誰もが希望する教育・保育を受けられる支援の拡充についての成果を上げることができました。

連携施策	主な取組の成果
1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	<p>◆ CAP'S 児童館の充実</p> <p>乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心・安全な居場所を提供するとともに、相談体制を整備し、子育て支援の充実を図りました。</p> <p>◆ 発達障がい者支援センター開設・運営</p> <p>発達障がいのある人（16歳以上）またはその家族に対し、相談等に応じ、ライフステージに合わせた支援体制を整備し、自立と就労に向けた取組を実施しました。</p>
2 子どもたちが自信をもって人生を切り開ける力を育成	<p>◆ 幼稚園・保育園・小学校連携研修等の実施</p> <p>「子育て安心プラン」(平成 29(2017)年 6 月)に基づき、保育施設の整備等に取り組むとともに、幼稚園教諭・保育士等に対する研修を実施し、その専門性を活かした質の高い教育・保育を実践しました。</p> <p>◆ 中央図書館の改築及び「絵本のまち板橋」の充実</p> <p>中央図書館を改築して機能の充実を図り、自然と調和した魅力ある施設を整備するとともに、館内にいたばしポーロニャ絵本館を併設し、「絵本のまち板橋」としての知名度の向上、事業の充実を図りました。</p>
3 地域全体で子どもたちの育ちを支援	<p>◆ 板橋区コミュニティ・スクール (iCS) の全校導入</p> <p>学校運営等に関して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みを構築し、学校と地域等が課題や目標を共有することで、学校支援活動等の充実を図り、子どもたちの未来をはぐくむ教育環境の醸成につなげました。</p>

(2) 板橋区子ども・若者計画 2021

「板橋区子ども・若者計画2021」では、4つの目標とその重点取組を掲げ、すべての子ども・若者が、多様な人々との関わり合いや様々な経験を通して健やかにたくましく成長し、持てる能力を活かし自立活躍できるよう、家庭・地域・学校・関係機関・行政等が連携・協力し、地域社会全体で支援していくための事業を推進してきました。

取組の結果、既存事業の充実を図りその有効性を向上させるとともに、新たな取組にも着手することで、子ども・若者の社会的自立と活躍に関する各種事業の拡充が図られました。

目標	主な取組の成果
I 無限の可能性を引き出します	<p>【体験活動の機会充実】</p> <p>◆i-youth (あい・ゆーず)</p> <p>中学生及び高校生を中心とした若者世代が自由に使うことができるスペースを開放し、他の子ども・若者や支援者としての大人との交流を図るとともに、若者の企画・運営による事業を実施しました。</p>
II 職業観・勤労観を醸成します	<p>【職業能力開発の機会創出】</p> <p>◆キャリア教育・体験活動</p> <p>区内様々な職場の見学や、企業経営者等をゲストティーチャーとして招く等の体験活動を通して、目標を設定する意志と能力、失敗を恐れないチャレンジ精神や忍耐力、リーダーシップや思いやり等を習得させていくためのアントレプレナーシップ精神の推進を図りました。</p>
III 社会とのつながりを創ります	<p>【居場所の提供】</p> <p>◆学びiプレイス</p> <p>中学生及び高校生を対象に、大学生等のボランティアが学習を支援し、苦手科目の克服や学習習慣の定着を図るとともに、進学意欲の醸成、社会性・自己肯定感を高めるきっかけを提供しました。</p>
IV 貧困対策を推進します	<p>【経済的支援の実施】</p> <p>◆就学援助</p> <p>経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の援助を行うとともに、小学校入学後に支給していた就学援助費(入学準備金)を入学前に支給するなど、制度の充実を図りました。</p>

(3) いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト

「板橋区子ども・若者計画 2021」では「目標Ⅳ 貧困対策を推進します」を掲げており、その詳細は、「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」としてまとめられています。

同プロジェクトでは、子どもが社会的に孤立することのないよう、また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、4つの基本施策のもと、組織横断的に対策に取り組んできました。

この際、子どもが将来、貧困に陥り得る主なリスク要因を、経済的要因、健康的要因、家庭的要因、意識的要因、その他要因の5つに分類し、各事業がどの要因の改善・緩和に資するのかを検討することを通じ、一般的な子ども関連施策であっても、子どもの貧困対策の視点をもって取り組めるよう、関係する部署の意識づけを図ってきました。

こうした取組の結果、無料学習支援の充実、子どもの居場所づくり、支援制度の認知度の向上などの進捗がありました。

基本施策	主な取組の成果
Ⅰ 子どもの「生き抜く力」の養成	<p>【無料学習支援の充実】</p> <p>◆子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」の増設</p> <p>ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭の子どもとその保護者に対し、相談支援、学習支援、居場所支援などの様々な支援を行いました。</p>
Ⅱ 子どもが育つ家庭(親)への支援	<p>【生活環境の整備による進学のための保障】</p> <p>◆児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクト</p> <p>大学等に進学する児童養護施設の卒園者に対し、家賃の一部を助成することにより、その生活環境を整え、進学のための保障を図りました。</p>
Ⅲ 子どもの育ちを支援する地域社会の構築	<p>【地域の居場所づくり】</p> <p>◆子どもの居場所活動支援事業</p> <p>食事の提供・学習支援・多世代交流によって、孤立や孤食を防止し、大人たちや様々な人との交流を通じ、子どもたちが自分らしく過ごすことができる地域主体の居場所づくりを支援しました。</p>
Ⅳ 支援につながるしくみづくり	<p>【情報提供の拡充】</p> <p>◆ひとり親家庭サポートブック</p> <p>ひとり親家庭が利用できる各種制度、サービスをまとめた冊子を作成・配布し、相談窓口や子育て支援のほか、子どもの勉強・教育に関する支援等も紹介しました。</p>

第3章



基本理念と施策の体系

- 1 基本理念
- 2 施策の体系
- 3 重点的な取組
- 4 計画指標

3 基本理念と施策の体系

いたばしで未来のおとなが育っています

本章では、前章で明らかになった成果や課題から、施策の体系及び重点的な取組を示します。特に、「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」の設置は、本計画においても重要な転換点となるため、これを最大限に活かした事業展開を検討していきます。

基本理念

「子どもが自ら育つ」という子どもの主体性を尊重するとともに「まち（地域）全体で子どもの成長を支えていく」という思いを込めた基本理念のもと、ポストコロナ時代においても、SDGsの視点から、誰一人取り残さず、未来を担うすべての子ども・子育て家庭を応援し、新たな課題にも対応していきます。

施策の体系

「実施計画 2025」では、「子ども未来応援宣言 2025」の考え方を基本に、子ども・若者計画 2021 で定めた体系を取り込みます。児童虐待報告件数の増加をはじめとした様々な課題や、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」等の環境の変化を踏まえ、事業の工夫や選択と集中を行った「3つの重点宣言」を定めて取り組んでいきます。

重点的な取組

コロナ禍によって孤立化・孤独化が進行した子ども・若者・子育て家庭を切れ目なく支援するとともに、ポストコロナ時代における「新たな日常」の構築・定着を見据え、板橋区らしい資源も活かしながら、限られた財源の中で集中的に課題を解決します。そのために、新たな応援宣言と3つの重点宣言を掲げます。

応援宣言

あなたのそばには、いつも私たちがいます

重点宣言

- I 切れ目なく子育て家庭を支え、その暮らしを豊かにします
- II すべての子どもが取り残されず、夢と希望をもって成長します
- III 魅力と交流の創出で若者の社会的自立と活躍を応援します

1 基本理念

「実施計画 2025」は、未来を担う子ども・若者が、心身ともに健やかに成長し、社会的自立することの支援を目的とします。

子どもたちは“未来への希望”であり“板橋の宝”です。子育てを支えるすべての施策は、子どもの権利条約⁸の精神に則り、子どもの幸せと健やかな成長を第一に願うものです。

他方、「地域共生社会⁹」の実現をめざし、子育て分野においても、次代を担う子どもを育成することの意義を社会全体で共有するとともに、それぞれの責任と役割を踏まえて、子どもの育ちと父母その他保護者自身の支援をしていくことが求められています。

子育てについての第一義的な責任は、父母、その他保護者が有するという基本的認識に立った上で、その子育てを、家庭、行政、学校、地域等が一緒になって「みんな」で支えていくことが必要です。こうした地域での温かな見守り・支援のもとで成長することで、板橋区に住み続けたいという意識を向上させることも期待されます。

これらを踏まえ、この計画では「子どもが自ら育つ」という子どもの主体性を尊重するとともに「まち（地域）全体で子どもの成長を支えていく」という思いを込めた下記の基本理念のもと、SDGsの視点から、誰一人取り残さず、未来を担うすべての子ども・若者・子育て家庭を応援し、ポストコロナ時代における新たな課題に対応していきます。

基本理念

いたばしで未来のおとなが育っています

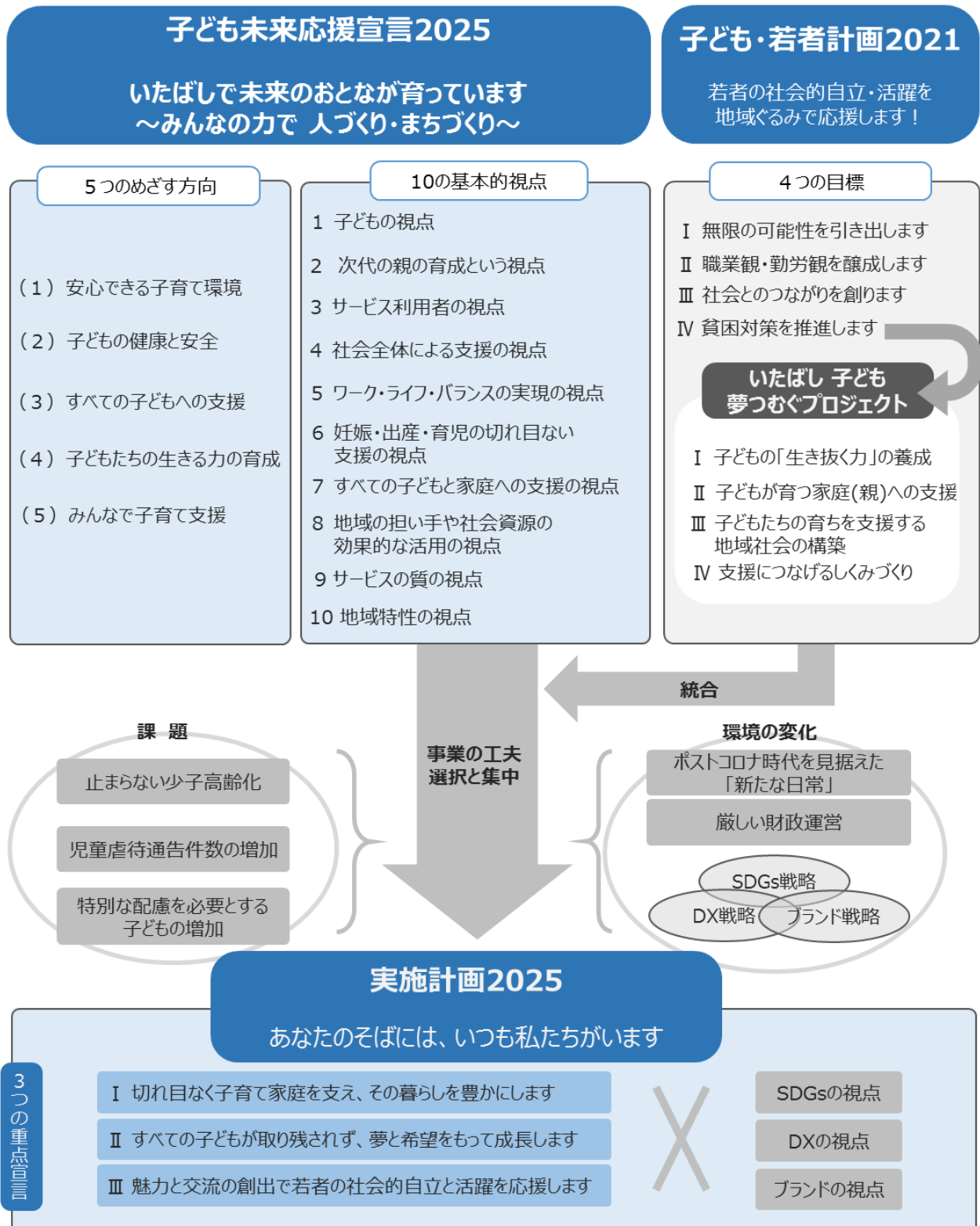
～みんなの力で 人づくり・まちづくり～

⁸子どもの権利条約：「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、国際人権規約（第21回国連総会で採択・1976年発効）が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなります。1989年の第44回国連総会で採択、1990年に発効しました。日本は1994年に批准。

⁹地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

2 施策の体系

「実施計画 2025」では、「応援宣言 2025」の考え方を基本に、「板橋区子ども・若者計画 2021」で定めた体系を取り込みます。児童虐待通告件数の増加をはじめとした様々な課題や、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」等の環境の変化を踏まえ、事業の工夫や選択と集中を行った「3つの重点宣言」を定めて取り組んでいきます。



3 重点的な取組

「板橋区地域保健福祉計画 2025」の基本的理念を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の一翼を担うべく、「実施計画 2025」において実行する事業を定めます。

コロナ禍によって孤立化・孤独化が進行した子ども・若者・子育て家庭を切れ目なく支援するとともに、ポストコロナ時代における「新たな日常」の構築・定着を見据え、板橋区らしい資源も活かしながら、限られた財源の中で集中的に課題を解決します。そのために、新たな応援宣言と3つの重点宣言を掲げます。

特に、「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」の設置は、本計画においても重要な転換点になるため、これを最大限に活かした事業展開を検討していきます。



ライフステージに関連する計画事業（48事業）を施策の方向性ごとに掲載しています。

基本目標	ライフステージ	0～2歳	3～5歳
I 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし	I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します	妊婦・出産ナビゲーション事業 産後ケア（訪問型・宿泊型） ◎オンラインによる妊婦面談の導入 子育て支援情報の発信 子どもなんでも相談 ◎多胎児家庭支援事業（移動経費補助）	
	I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します	保育施設の整備 保育士研修の充実 幼稚園・保育園・小学校連携研修 食育の推進	◎公立幼稚園での3歳児保育及び預かり保育
II 子どもが守られるまち いたばし	II-1 子どもの命と健康を守ります	出張歯みがき指導 予防接種 ◎自転車通行空間の整備	げんきっ子トラフィックスクール
	II-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます	公園のユニバーサルデザイン化 板橋セーフティー・ネットワーク	
III すべての子どもが 健康に育つまち いたばし	III-1 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します	◎医療的ケア児の受け入れ 要支援児保育巡回指導 ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業	障がい児通所支援
	III-2 貧困や虐待から子どもを守ります	養育費確保支援事業 ◎（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの運営 ◎子ども家庭総合支援事業	
IV 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし	IV-1 これからの社会を生き抜く力を養成します		子ども向け美術普及
	IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します		
V 子育てでみんなが 協力するまち いたばし	V-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくります	子育て支援員の活動支援	図書館サポーターの育成
	V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します	いたばしグッドバランス推進企業表彰 板橋こども動物園 「絵本のまち板橋」の充実	

4 計画指標

計画の達成度を評価するため、計画期間の令和7（2025）年度まで施策の方向性ごとに進捗状況の把握や評価をする指標と、計画全体の成果を計るためのアンケートによる指標を設定します。

（1）施策の方向性ごとの指標

項目	策定時 (平成 26 (2014) 年度)	現 状 (令和 2 (2020) 年度)	目 標 (令和 7 (2025) 年度)
I - 1 児童館 1 館当たりの子育て相談の件数	86 件	1,664 件	1,400 件
I - 2 保育園の待機児童数	378 人	36 人	0 人
II - 1 乳幼児健康診査受診率	91.3%	%	100%
II - 2 治安が保たれていると感じる区民の割合	51.4%	62.8%	↗
III - 1 学校生活支援シートの作成率	55.0%	%	80%
III - 2 虐待通告受理後の対応における終結率	40.8%	49.6%	↗
IV - 1 生涯学習センター（まなぼーと）利用者数	152,970 人	人	↗
IV - 2 不登校の出現率	小学校 0.42% 中学校 3.29%	小学校 % 中学校 %	↘ (全国と同等)
V - 1 子育て支援員養成講座修了者のうち、 子育て支援員として活動サポート ステーションに登録した人の割合	93.75%	%	→
V - 2 児童館 1 館当たりの乳幼児及び その保護者の年間延べ利用数	12,913 人	12,017 人	26,000 人

（2）アンケートによる指標

目標項目	アンケート選択肢	策定時 (平成 25 (2019) 年度)	現状※ (平成 30 (2018) 年度)	目 標 (令和 7 (2025) 年度)
子育てに関して不安感や 負担感を持つ保護者の割合	「辛いと感じることの方が多い」 +「楽しいと感じることと辛いと 感じる事が同じくらい」の割合	26.6%	31.6%	↘
子育てについて、気軽に相談 できる人がいる保護者の割合	「いる」と答えた割合 (配偶者などの親族を 除く)	85.9%	83.5%	↗
仕事と生活の調和の実現が 図られていると感じる 保護者の割合	希望と現実が 一致している人の割合	24.3%	23.5%	↗
希望した時期に子育て支援サー ビスを利用することができたと感じ る保護者の割合	「利用できた」と答えた割 合	41.3%	43.0%	↗
子どもを虐待しているのでは ないかと思う保護者の割合	「思ったことがある」と 答えた割合	16.7%	17.7%	↘

※「現状」とは平成 30 年 8 月「板橋子ども・子育て支援に関するニーズ調査」就学前児童保護者アンケートの数字

第4章



実施計画 2025

～あなたのそばには、
いつも私たちがいます～

4

実施計画 2025

各基本目標の実現に向けて

本章では、令和4（2022）年度から4か年の計画期間における子ども・子育て支援施策の具体的な取組や目標を示します。

本計画では、全279事業のうち、48事業を計画事業として位置付け、進捗を管理します。

基本目標Ⅰ

安心して妊娠・出産、子育て
できるまち いたばし

ICTの活用による情報提供やオンラインによる手続きの活用により（DXの視点）、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します。多様なニーズに合った支援を提供し、誰もが希望する幼児教育と保育が受けることができるように支援します。

《10計画事業》オンラインによる妊婦面接の導入 等

基本目標Ⅱ

子どもの健康と安全が
守られるまち いたばし

母子保健は健康づくりの基盤であり、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援を行うとともに、多様性を踏まえた食育を推進します。

交通安全対策や犯罪被害防止活動における地域や関係団体の連携を推進し、子どもが安心して育つ環境づくりを進めます。

《9計画事業》板橋区セーフティ・ネットワーク 等

基本目標Ⅲ

すべての子どもが健やかに
育つまち いたばし

障がいの有無、生まれ育った環境の違いなどに関わらず、あらゆる子どもが、夢と希望を持って成長することができるよう、（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターを中心に総合的な相談支援体制を構築し、あらゆる子ども・家庭に寄り添います。

《10計画事業》医療的ケア児の受け入れ 等

基本目標Ⅳ

豊かな人間性と生きる力を
育成するまち いたばし

GIGAスクール構想によるICT環境の活用や、板橋ならではの地域資源も活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」や豊かな人間性を育むとともに、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの成長段階に即した社会的自立を促進します。

《9計画事業》不登校改善重点校事業の実施 等

基本目標Ⅴ

子育てでみんなが協力する
まち いたばし

板橋区コミュニティ・スクール（iCS）を活用し、みんなで子育てをする体制を一層充実させるとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの理念も踏まえつつ、板橋ならではの地域資源を活用して、楽しく子育てのできる、魅力あるまちづくりを進めます。

《10計画事業》若者の居場所づくり事業 等

1 実施計画 2025 について

令和4（2022）年度から4か年の計画期間における子ども・子育て支援施策の具体的な取組や目標を示し、各事業を展開していきます。

実施計画 2025 においては、12 の新規掲載事業を含めた全 279 事業を選定し、そのうち 48 事業を計画事業として位置付けて、重点的に取り組むとともに、進捗を管理します。

なお、計画に関わるすべての事業については、巻末の資料編に掲載しています。

第4章 実施計画 2025」の見方

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

【施策の方向性】

I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

1 現状と課題

乳幼児のいる家庭は、子育て支援に関するニーズが多様で、かつ、高くなつてきています（P81 参照）。一方で、少子化の進行（P15 参照）により、子育てが孤立しやすい状況が広がっています。

施策の方向性に関する現状と課題を記載しています。

2 取組方針

- 妊婦・出産ナビゲーション事業や、乳児家庭全戸訪問事業の着実な推進を図り、また、（仮称）子ども家庭総合支援センターや子育て応援児童館（CAP'S）等とも連携し、「いたばし版ネウボラ」と呼ばれる母子保健・子育て支援等の多様な支援の～

事業の取組方針を記載しています。

《計画事業》

No.0001 妊婦・出産ナビゲーション事業 No.0002 産後ケア事業（訪問型・宿泊型）
No.0009 【新規】オンラインによる妊婦面接の導入 No.0016 【新規】多胎児家庭への支援事業 No.0022 子育て支援情報の発信 No.0031 子どもなんでも相談

取組方針に基づく計画事業や新規事業を記載しています。
※No.は後記 事業一覧の番号と一致しています。

計画事業一覧

計画事業と特に関連性があるSDGs目標

No.	001	事業名	妊婦・出産ナビゲーション事業		
		担当課	健康推進課		
		事業概要	【対象】板橋区で妊娠届（妊婦転入届）を行った妊婦。 【手段】健康福祉センターまたは健康推進課で、保健師による個別相談を実施する。 【目的】出産・子育てに関する不安・軽減をはかるとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う。		
目標事業量		現状		目標	
		令和2年度		令和7年度	

事業の取組方針を記載しています。



基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅰ－１ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

1 現状と課題

乳幼児のいる家庭は、子育て支援に関するニーズが多様で、かつ、高くなっています(P73 参照)。一方で、少子化の進行(P15 参照)により、子育てが孤立しやすい状況にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限等が、これに拍車をかけています。子どもの悩みの相談相手がいる家庭ほど、子育てに楽しさを感じていることも踏まえると(P74 参照)、孤立することなく、安心して子どもを産み育てるには、妊娠・出産期から寄り添い、必要に応じて、適切な支援へとつなげていくことが大切です。この点で、妊娠届を提出した妊婦に対して専門職が面接し、必要な情報の提供を行う妊婦・出産ナビゲーション事業の利用経験者は、子育て支援に関する制度の認知度が高く、また、子育てに対する安心感を与えている様子がうかがわれます(P75 参照)。こうした取組を一層推進していく必要があります。

また、幼い子どものいる家庭ほど、子育てに関する情報を様々なところから入手しており、特にインターネットの活用率が高くなっています(P76 参照)。こうした特性を踏まえた支援を進めていく必要があります。

2 取組方針

- 妊婦・出産ナビゲーション事業や、乳児家庭全戸訪問事業の着実な推進を図ります。また、(仮称)子ども家庭総合支援センターや子育て応援児童館(CAP'S)等とも連携し、「いたばし版ネウボラ」と呼ばれる母子保健・子育て支援等の多様な支援につなげ、地域資源も活用しながら、妊娠・出産・子育て期の家庭に寄り添います。
- インターネットをはじめ、妊娠・出産・子育て期の家庭が活用する媒体に即した情報提供を図ります。また、オンラインによる手続等を積極的に活用することにより、感染症拡大等による行動制約下にあっても、支援を必要とする家庭に寄り添える環境整備を進めていきます。

《計画事業》

No.001 妊婦・出産ナビゲーション事業 No.002 産後ケア事業（訪問型・宿泊型）

No.009【新規】オンラインによる妊婦面接の導入 No.016【新規】多胎児家庭移動支援事業 No.022 子育て支援情報の発信 No.031 子どもなんでも相談

【施策の方向性】

I-2 誰もが希望する幼児教育と保育が受けられるように支援します

1 現状と課題

女性の就業率の向上、就業形態の多様化等を背景に、幼児教育・保育を利用する家庭は増加し、その利用時間が日中の多くにわたることがほとんどです(P77 参照)。また、乳幼児期は、根気強さ・注意深さ・意欲・自信などの非認知能力¹⁰が発達する時期で、この能力が社会的に成功を収める要素の一つだといわれていることもあり¹¹、乳幼児を預ける家庭にとって、また、預けられた園等で多くの時間を過ごす乳幼児にとって、幼児教育・保育は重要なものとなっています。

区では、待機児童の解消に向けた保育施設の整備等に取り組むとともに、令和元(2019)年10月には、3～5歳子どもなどの保育料を無償とする、幼児教育・保育の無償化を開始し、すべての人に幼児教育・保育を受ける機会が保障されるよう努めてきました。こうした取組を通じ、待機児童は着実に減少してきました。引き続き待機児童の解消に努めるとともに、就業形態等の多様なニーズに応える環境を整備する必要があります。

また、乳幼児期は、遊びを通じて非認知能力を発達させる時期であるとともに、その後の学校教育の準備期でもあります。幼児教育・保育の質を高めて、非認知能力の発達を促すとともに、子どもの育ちの連続性を確保する取組が重要です。

2 取組方針

- 乳幼児人口や地域的な需給動向などを見極めつつ、待機児童の解消に努めるとともに、多様なニーズに合った支援を提供し、幼児教育・保育を受ける機会を保障することで、子育て家庭を支援します。
- 子どもは、遊びを通じて、五感、社会性、規範意識などの様々な非認知能力を発達させることを踏まえ、それぞれの発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、幼稚園・保育園・小学校が相互理解を深めるなど、子どもの育ちの連続性を確保することで、子どもに寄り添います。

《計画事業》

No.042 保育施設の整備 No.051 【新規】区立幼稚園での3歳児保育及び預かり保育の実施 No.053 保育士研修の充実 No.054 幼稚園・保育園・小学校交流合同研修

¹⁰非認知能力：IQテスト・学力テスト等で数値化され測定される能力(認知能力)以外の能力。

¹¹ ジェームズ・J・ヘックマン『幼児教育の経済学』。ヘックマンによれば、社会政策は幼少期を対象とすることが効果的であり、子育ての質や幼少期の環境を高めることで効果が導かれるという。

基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅱ－１ 子どもの命と健康を守ります

1 現状と課題

子育て家庭は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各種健康診断の受診控えや、母子の健康について強い不安を抱えて生活している状況にあります。個々の家庭の事情に寄り添いながら、必要な場合は、速やかに関係機関と連携し、適切な支援を行う体制づくりが重要です。成長過程にある子ども及びその保護者、並びに妊産婦に対して、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする「成育基本法」¹²の施行により、より一層切れ目のない成育医療の支援体制づくりが求められます。

また、子どもの健やかな発育・発達のためには、正しい生活習慣の実践や食育の推進が極めて大きな役割を果たします。そこで、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現をめざす「健やか親子 21（第2次）」の趣旨を踏まえつつ、家庭、学校、保育施設、地域等、様々な関連機関が連携し、経済状態等の家庭環境の違いや多様性を踏まえながら、食育の推進を図る必要があります。

2 取組方針

- 大人と比べ子どもは疾病にかかりやすく、成長過程での疾病は心身の成長・発達に大きな影響を及ぼす可能性があります。成長に応じた健康診査等の実施を通して、発達や健康の障がいとなる要因の早期発見に努めていきます。
- 子どもが望ましい食習慣を身につけるため、食の大切さを理解し、食を通じて自ら健康を管理できるよう食育を推進していくとともに、保護者に向けた食への知識の普及を図り、自信をもって子育てできるよう支援します。

《計画事業》

No.067 食育の推進 No.075 出張歯みがき指導 No.079 予防接種

¹²成育基本法：生育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な生育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）

【施策の方向性】

Ⅱ-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます

1 現状と課題

子育て家庭が安心して暮らせる環境を確保するとともに、交通事故や不慮の事故から子どもを守るための情報提供及び普及啓発が求められています。特に登下校時の危険や事故の回避のためには、学校・保護者・PTA・地域ボランティア等が協力して取り組む必要があります。また、誰もが安心・安全、スマートに移動できるまちをめざす「(仮称)板橋区自転車活用推進計画」に基づき、誰もが安全に自転車を利用できる環境を整えます。

一方、スマートフォンをはじめとする携帯情報端末の普及により、インターネットやSNS等を通じて、子どもが犯罪等の被害者になるなど、これらを防ぐための取組も重要となっています。そのためには、フィルタリング¹³の活用や、スマートフォン等のインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりの推進等が必要となります。

2 取組方針

- 子どもの交通安全への意識を向上するため、げんきっ子トラフィックスクール、小学生自転車教室、中学生交通安全教室等、各年齢に応じた子どもの安全を確保するための取組をさらに推進していきます。
- 子どもの犯罪や非行の多くは人の目に見えないところで引き起こされていることが多く、子どもを犯罪から守り、安全を確保するために、子どもの防犯意識の啓発とともに、パトロール等地域の見守りによる防犯活動など、地域の人材やあらゆる資源を活用した取組を推進します。

《計画事業》

No.090 げんきっ子トラフィックスクール No.093 自転車通行空間の整備
 No.096 公園のユニバーサルデザイン化 No.100 板橋区セーフティ・ネットワーク
 No.105 「板橋区版スマートフォン等を利用するためのルール」の周知・啓発
 No.106 P T A と協働した安全対策事業

¹³ フィルタリング：主に子どもが閲覧するのにふさわしくないコンテンツへのアクセスを制限できる機能のこと。子どもの年齢や利用実態に応じて、制限を段階的に調整することもできる。

基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅲ－１ 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します

1 現状と課題

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳といった手帳を所持する障がい児は、近年、ほぼ横ばいの傾向にあります(P16 参照)。しかし、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しており、ニーズを捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

区の調査¹⁴では、今後の障がい者施策を進めていくに当たり充実させるべき取組として、障がいの「早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること」や、「障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること」などが挙げられています。

障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」の実現に向けた取組が必要です。

2 取組方針

- 障がいを早期に発見し、適切な支援につなげるべく、子ども発達支援センターにおける専門相談の実施・充実を図るとともに、未就学期における療育の充実に向け、児童発達支援センターの機能充実を図り、障がいのある子ども・家族に寄り添います。
- 障がいのある子どもも、障がいのない子どもも、ともに学び・成長できるよう、保育園・幼稚園等での医療的ケア児の受入環境の検討・整備を進めるとともに、特別支援学級・特別支援教室の設置などの取組を通じ、障がいのある子どもたちの可能性を伸ばします。

《計画事業》

No.112 障がい児通所支援 No.115 【新規】医療的ケア児の受け入れ

No.122 あいキッズにおける要支援児受け入れ No.131 要支援児保育巡回指導

No.134 特別支援学級の設置

¹⁴板橋区障がい者実態調査(令和2年)

【施策の方向性】

Ⅲ－２ 貧困や虐待から子どもを守ります

1 現状と課題

新型コロナウイルス感染症は、家庭の暮らし向きにも影響を及ぼしています(P86 参照)。経済的困窮は、時に、相談相手がいないなどの社会的孤立を招き、家庭の抱える悩みが多方面に拡大することもあります(P78 参照)。家庭の困難が子どもにも波及すると、本来、すべての子どもに保障されるはずの健康・発達、学びなどの制度・サービスへのアクセスが難しくなる不公平も生じ得ます(相対的貧困、社会的排除)。就業機会の拡大等による保護者の経済状況の改善に努めるなど、家庭の養育環境を整えつつ、社会が一丸となって、健康・発達、学びなどの機会の保障を図る必要があります。

次に、児童虐待の通告件数は、増加傾向にあり(P16 参照)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動自粛により、虐待の潜在化も危惧されるところです。子育てを楽しいと感じる家庭ほど、子どもに対して不利益となる行動を無意識に取っていると思う割合が減ることも踏まえると(P79 参照)、まずは地域の子育て支援の推進による児童虐待の発生予防が大切です。また、育児不安等に対する支援や虐待等に対する介入的援助など、身近な地域による支援から専門的な援助に至るまで、総合的な相談支援体制を構築する必要があります。

2 取組方針

- ひとり親家庭に対する就労支援プログラム策定支援の充実、養育費の受給支援の実施などを通じ、家庭の経済状況の改善等の養育環境の安定に努めます。すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できるよう、他の基本目標とも関連付けて総合的な対策を実施することで、困難を抱える子ども・家庭に寄り添います。
- (仮称)子ども家庭総合支援センターの開設に伴い、子育てしやすく安心な環境の提供、特別な支援が必要な家庭への支援、地域の子育て支援の推進に取り組み、すべての子ども・家庭に寄り添います。

《計画事業》

No.137 ひとり親就労支援プログラム策定事業 No.146 学習支援事業「まなぶーす」
 No.149 【新規】養育費確保支援事業 No.164 (仮称) 子ども家庭総合支援センターの運営
 No.165 【新規】子ども家庭総合支援事業

基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅳ－１ これからの社会を生き抜く力を養成します

1 現状と課題

到来しつつある Society5.0¹⁵時代は、社会を複雑で予測困難なものとしつつあり、子どもたちには、こうした社会構造の急速な変化を乗り越え、主体的に考え、協働的に議論し、納得解を生み出す資質・能力が一層強く求められるようになっていきます。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、区立学校の一斉臨時休業を余儀なくされたことは、非常時においても不安なく学びが継続できるかを改めて問うこととなりました。こうした中で、GIGA スクール構想は、非常時においても学びを継続する道を開くとともに、子ども一人ひとりがその特性等に応じ、「個別最適な学び」を進められる環境を実現しつつあります。また、多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実させていくことが重要となってきています。

さらに、絵本の読み聞かせなどを通じて幼少期から本に親しみ、読書習慣を身に付けておくことは読み解く力の向上にもつながり、造形遊びや美術鑑賞を通じて芸術に親しむなど多様な体験を得ることは、豊かな人間性を育みます。区には、世界約 100 か国・70 言語・3 万冊の絵本を所蔵するボローニャ絵本館や、リニューアルした区立美術館があるなどの強みがあります。板橋ならではの体験を通じて、子どもが人生を生き抜く力の基礎を獲得できるよう支援していくことが大切です。

2 取組方針

- ICT を活用しつつ、教科書等の記載内容を認識し、思考し、表現する力を育み、「主体的・対話的で深い学び」へつなげることで、子ども一人ひとりに寄り添った学び、協働的な学びを実現します。
- 区立小学校の授業の一環として美術鑑賞を行ったり、令和 3 年 3 月にリニューアルオープンした中央図書館で調べる力や学ぶ力を育みつつ、多様な文化や価値観に触れたりするなど板橋区らしい様々な地域資源を通じて、子ども一人ひとりの豊かな人間性を育み、社会を生き抜くための基本的な力を養成します。

《計画事業》

No.169 読み解く力の促進 No.173 【新規】ロボットプログラミング教室の実施

No.178 子ども向け美術普及 No.213 【新規】図書館を使った調べる学習コンクール

¹⁵ Society5.0：狩猟社会（Society1.0）、農業社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）の次に到来する社会で、サイバー空間と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

【施策の方向性】

IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します

1 現状と課題

子どもは、家庭をはじめとして、幼稚園や保育園、学校、地域、職場などと社会関係を広げ、それぞれの社会で役割を持ち、多様な体験を経ることで自己有用感や自己肯定感を育み、自立し、自己実現を果たしていきます。

子どもが家事を手伝うなど、家庭内で適度に役割を担うことは、生活習慣の安定などにも寄与することがうかがわれ(P81 参照)、次の社会関係への発展を促し、ひいては次代の親になる自覚を促すことにもつながります。しかし、何らかの事情で、その役割が過重に及ぶときは、生活習慣の乱れや不登校をきっかけとして、社会性を身に付ける機会を失うことも考えられます(P82 参照。ヤングケアラー)。こうした一部の事象には、家事援助サービスの導入など、その家庭に応じた支援が必要です。

また、様々な事情で登校することが困難な児童・生徒が存在し、近年はこれが増加傾向にあります。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものです。児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添い、自らの進路を主体的に捉えてもらいつつ、それぞれに必要な支援を行い、社会的自立を果たしてもらうことが重要です。

2 取組方針

- 基本的な生活習慣を身に付ける取組を進めることで、子どもの社会関係の発展を支援するとともに、子育ての楽しさを体感することにより、将来子どもを楽しく産み育てられるよう支援します。
- 登校することが困難な児童・生徒が社会的に自立できるよう、相談体制の拡充、居場所と体験の場づくり、校内体制づくりを進め、一人ひとりの子どもに寄り添った支援を行います。

《計画事業》

No.215 いたばし若者サポートステーション No.218 中学・高校生の子育て体験事業
No.224 【新規】不登校改善重点校事業の実施 No.226 板橋フレンドセンター（適応指導教室） No.227 スクールソーシャルワーカーの活用

基本目標Ⅴ 子育てでみんなが協力するまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅴ-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくりま

1 現状と課題

近年、地域社会では、住民同士のつながりや支え合いの機運が希薄化しつつあります。これに伴い、子育てについても「地域で子どもを育てる」という考え方は失われつつあり、子育てを各家庭の保護者が背負う比重が高まっています。

このような状況に伴う子育ての孤立化の進展は、子育てに不安を感じることをきっかけに、家庭の教育力の低下を招くものとなります。いたばしを支える未来のおとなを育てるには、家庭を孤立させず、地域と学校が連携・協働して、家庭とともに子どもを育てるような地域を創ることが重要となります。

こうした連携・協働の仕組みとして、令和2（2020）年度から区立全小中学校に設置した板橋区コミュニティ・スクール(iCS)をさらに機能させるとともに、従来から学校の応援団として協力いただいている、地域の方による様々な活動を集結させて、家庭・地域・学校・行政が一体となって板橋の未来を担う子どもたちを育てることが必要です。

2 取組方針

- iCS の両輪の一つである学校支援地域本部(地域学校協働本部)のコーディネート機能を強化し、連携・協働体制の充実を図るなど、保護者・地域・学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進め、子ども一人ひとりに寄り添います。
- 地域に多数存在する子育て支援に関わる人材・団体を活用・支援し、子どもの育ちを支援する地域社会のさらなる構築を進め、地域で子どもを育てます。

《計画事業》

No.234 学校支援地域本部事業の推進 No.235 板橋区コミュニティ・スクールの推進
No.240 子育て支援員の活動支援 No.241 職場体験学習（中学生向けインターンシップ）
No.243 【新規】若者の居場所づくり事業 No.248 図書館サポーターの育成

【施策の方向性】

V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します

1 現状と課題

子育てを不安なく、楽しく行うには、すべての人が、発達・健康・学び・仕事などの基本的な制度・サービスへのアクセスを保障され、また、多様性を受け入れ、互いに認め合うことが大切です。

この点に関し、例えば、日本語以外の言語を使用している家庭では、日本語のみを使用する家庭と比べて、支援制度の認知が低い傾向が見受けられ(P83 参照)、使用言語にも配慮した情報提供等のあり方が求められます。

また、区の調査¹⁶では、男性は仕事、女性は家事・子育てといった性別に基づく役割分担の認識も見受けられます。就業中の子育て女性の方が、自尊感情等が高いという指摘もあること¹⁷を踏まえると、性別に捉われない仕事と家庭の両立のあり方が求められます。区内には、おむつ替え、授乳、育児相談で立ち寄ることのできる「赤ちゃんの駅」、動物の飼育、餌作り、接客対応等を体験できる「板橋こども動物園」、親子でほっとすることのできる「子どもの居場所」(P84 参照)など、楽しく子育てができる板橋らしい地域資源が数多くあります。これらを活用し、「安心して子どもを産み育てやすいまち」を実現していくことが求められます。

2 取組方針

- 「ダイバーシティ&インクルージョン」の理念のもと、制度・サービスへのアクセスの保障や、ワーク・ライフ・バランスを図るなど、性別や国籍などを問わず、安心して子育てができる社会環境の整備に努めます。
- 中高生・若者が主体的に活動できる居場所である i-youth(あい・ゆーす)など、区内の多様な地域資源を活用し、子どもが多様な体験をできることを通じて、保護者にとっても楽しく子育てができる、魅力あるまちづくりを進めます。

《計画事業》

No.254 いたばしグッドバランス推進企業表彰 No.258 「絵本のまち板橋」の充実
(新規) No.273 板橋こども動物園 No.275 i-youth(あい・ゆーす)

¹⁶板橋区男女平等に関する意識・実態調査(令和元年)





¹⁷特別区長会調査研究機構「自尊感情とレジリエンスの向上に着目した、育児期女性に対する支援体制構築に向けての基礎研究」(令和2年)

2 計画事業の概要

事業量は原案でお示しします。

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

No.	001	事業名	妊婦・出産ナビゲーション事業			
		担当課	健康推進課			
		事業概要	<p>【対象】 区で妊娠届（妊婦転入届）を提出した妊婦</p> <p>【手段】 健康福祉センターまたは健康推進課で、保健師または助産師が面接を実施する。</p> <p>【目的】 出産・子育てに関する不安・軽減を図るとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う。</p>			
目標事業量		現状	令和2 (2021)年度	目標	令和7 (2025)年度	
No.	002	事業名	産後ケア事業（訪問型・宿泊型）			
		担当課	健康推進課			
		事業概要	<p>【対象】 訪問型：出産直後～生後1年までの母子（沐浴指導は生後28日まで） 宿泊型：出産後～生後120日までの母子</p> <p>【手段】 訪問型：母親の身体的心理的ケア、授乳や沐浴、育児の手技の指導や相談を行う。 宿泊型：病院等の施設を利用し、休養の機会の提供、心身のケアや育児サポート等の支援を実施する。</p> <p>【目的】 母親の身体的回復と心理的な安定を促進する。</p>			
目標事業量		現状	令和2 (2021)年度	目標	令和7 (2025)年度	
No.	009	事業名	【新規】オンラインによる妊婦面接の導入			 
		担当課	健康推進課			
		事業概要	<p>【対象】 区に妊娠届（妊婦転入届）を提出し、オンライン面接を希望する妊婦</p> <p>【手段】 健康福祉センターの地区担当保健師が、オンラインによる妊婦面接を実施する。</p> <p>【目的】 コロナ禍において、外出や対面での相談に不安を感じる妊婦や、体調不良などにより自宅安静や入院が必要で外出が困難な妊婦にも妊婦面接を受けただけ、安心して出産・子育てに臨めるよう来所による面接に加え、オンラインによる面接の導入準備を進めている。</p>			
目標事業量		現状	令和2 (2021)年度	目標	令和7 (2025)年度	

No.	016	事業名	【新規】多胎児家庭支援事業（移動経費補助）		
		担当課	健康推進課		
		事業概要	<p>【対象】 3歳未満の多胎児を養育する家庭（以下「多胎児家庭」）</p> <p>【手段】 規定する事業を利用した多胎児家庭にタクシー券等を交付する。</p> <p>【目的】 乳幼児健診や母子保健事業の利用時などに、多胎児家庭の移動に係る経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図る。</p>		
		目標事業量			




No.	022	事業名	子育て支援情報の発信		
		担当課	子ども政策課		
		事業概要	<p>【対象】 主に妊娠中の方や子育て中の方</p> <p>【手段】 区の子育て支援情報やお出かけ情報、公共施設や保育所、病院等のマップ情報、予防接種情報などをまとめて提供する。</p> <p>【目的】 子育て中の保護者のわからないこと・知りたいことを気軽に入手できるツールとして、日常から利用するスマートフォン用のアプリを無料で提供する。また、オンライン育児相談や動画配信などの機能強化を図り、妊娠期から切れ目のない子育て支援の実現に寄与する。</p>		
		目標事業量			




No.	031	事業名	子どもなんでも相談		
		担当課	子ども家庭支援センター		
		事業概要	<p>【対象】 18歳未満の児童とその保護者など</p> <p>【手段】 24時間365日、児童相談等に対応ができる専門的な職員が電話相談に対応する。</p> <p>【目的】 子育て等に関する相談は増加傾向にあり、また、共働き家庭の増加や就労時間の多様化により相談希望時間等も変化してきている。これらの相談に対して24時間365日相談を受け付けられる体制を整え、より多くの区民からの相談に対応することで子どもたちやご家庭の課題解決を支援し、児童虐待の未然防止、早期発見、重篤化の防止につなげていく。受けた相談は必要に応じて、区の専門的な相談に引き継ぎ継続的な対応を行っていく。</p>		
		目標事業量			



I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します

No.	042	事業名	保育施設の整備			
担当課		子育て支援施設課				
事業概要		<p>【対象】 子育て世帯</p> <p>【手段】 民間事業者を誘致し、地域の需要と供給のバランスをとりながら保育施設を整備する。また、既存民間保育所の増改築事業等に補助する。</p> <p>【目的】 待機児童の解消を図り、子育て世帯の育児と仕事の両立を支援することにより、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図る。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		

No.	051		【新規】公立幼稚園での3歳児保育及び預かり保育の実施			
担当課		学務課				
事業概要		(調整中)				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		


No.	053	事業名	保育士研修の充実			
担当課		保育サービス課				
事業概要		<p>【対象】 区内保育施設の職員（保育士・園長・副園長・調理師・栄養士・用務員他）</p> <p>【手段】 職種、職層別に集合型にて研修を実施する。研修内容に応じて座学の講義・グループワーク・実技・実習を取り入れ専門知識を学ぶ。</p> <p>【目的】 スキルや専門知識を習得することにより、保育及び保護者対応などの専門性を向上させ、区内保育施設全体の質を向上する。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		


No.	054	事業名	幼稚園・保育園・小学校交流合同研修		
担当課		保育サービス課			
事業概要		<p>【対象】 認可保育園、認証保育所、認定こども園の5歳児担当保育士</p> <p>【手段】 集合型研修の受講や、地域別交流会にて情報交換を行う。</p> <p>【目的】 子どもの育ちの連続性を確保するため、合同研修を実施し、互いの教育（保育）内容について相互理解を深める。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	




基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし


Ⅱ-1 子どもの命と健康を守ります


No.	067	事業名	食育の推進			
担当課		健康推進課				
事業概要		<p>【対象】乳幼児および児童とその保護者等</p> <p>【手段】食育推進連携会議（大学、商店街連合、小中学校、私立幼稚園協会、J A、赤塚支所、児童館、区立保育園、健康福祉センター等）による地域の食環境整備の推進及び食育推進情報の発信、食育イベントでの食育普及、食育支援者の育成支援を行う。</p> <p>【目的】健全な食習慣の確立は、生涯にわたる健康と豊かな人間形成に寄与するため、板橋区食育推進計画の目標達成に向け区民の食育への理解や取組を促進するとともに、他部署との連携や情報共有の強化により板橋区における食育を推進していく。</p>				
目標事業量				目標 令和7 (2025)年度		



No.	075	事業名	出張歯みがき指導			
担当課		板橋健康福祉センター				
事業概要		<p>【対象】区内児童館、保育園等を利用する乳幼児及び保護者</p> <p>【手段】歯科衛生士が歯の健康の基礎づくりを目的として、区立児童館や保育園等を訪問し、健康教育、保健指導を行う。</p> <p>【目的】園児や保護者の口腔衛生意識や健康観の向上を図る。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		


No.	079	事業名	予防接種			
担当課		予防対策課				
事業概要		<p>【対象】麻しん風しん混合第1期の対象者は1歳～2歳未満の幼児</p> <p>【手段】対象者に対して予診票を交付し、協力医療機関にて予防接種を実施する。</p> <p>【目的】感染症に関する知識を深め、予防接種の必要性の周知を図り、接種率を向上させ、感染症の発生を予防し、まん延を防止する。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		


Ⅱ-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます


No.	090	事業名	げんきっ子トラフィックスクール			
		担当課	保育サービス課			
		事業概要	<p>【対象】 5歳児、保護者</p> <p>【手段】 ジオラマを使用し、命の大切さ、交通ルールを学び、実践練習にて園周辺の道路の歩き方を体験する。土木計画・交通安全課と連携し、警察署による交通安全の啓発を行い、意識の向上につながるようにしている。</p> <p>【目的】 就学前の児童に対し、交通ルールを知らせ、自分の身の守り方、命の大切さを育めるようにする。</p>			
目標事業量			現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	

No.	093	事業名	自転車通行空間の整備			
		担当課	土木計画・交通安全課			
		事業概要	<p>【対象】 区民・事業者等</p> <p>【手段】 (仮称) 自転車活用推進計画に基づき自転車通行空間を整備する。</p> <p>【目的】 自転車通行空間を整備することで、自転車・歩行者・自動車がともに安心・安全・快適に移動できる交通環境を実現し、環境負荷の低減や健康増進に結びつく自転車活用を推進する。</p>			
目標事業量			現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	目標事業量

	096	事業名	公園のユニバーサルデザイン化			 
		担当課	みどり公園課			
		事業概要	<p>【対象】 公園利用者</p> <p>【手段】 ユニバーサルデザインに基づき公園を改修する。</p> <p>【目的】 安心・安全で誰もが利用しやすい公園を整備する。</p>			
目標事業量			現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	

No.	100	事業名	板橋セーフティー・ネットワーク			
		担当課	防災危機管理課			
		事業概要	<p>【対象】 区内を中心に業務を行っている事業者</p> <p>【手段】 業務車両等に「パトロール中」のステッカー等を貼付し、地域へ防犯活動をアピールする。また、不審者などを発見した際には速やかに 110 番通報する。</p> <p>【目的】 本来の業務に防犯の観点を加えることにより、犯罪の抑止効果と犯罪の早期解決を図っていく。</p>			
目標事業量		現状 令和 2 (2021) 年度		目標 令和 7 (2025) 年度		

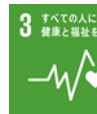
No.	105		「板橋区版スマートフォン等を使うためのルール」の周知・啓発			
		担当課	地域教育力推進課			
		事業概要	<p>【対象】 区内小・中学校の 4 年生から 9 年生までの児童・生徒及びその保護者</p> <p>【手段】 情報端末の使用ルールについてリーフレットを通じ周知・啓発することで、学校及び各家庭でのルールづくりを浸透させる。</p> <p>【目的】 子どもたちが正しく情報端末を活用し、犯罪等のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐ。</p>			
目標事業量		現状 令和 2 (2021) 年度		目標 令和 7 (2025) 年度		

No.	106	事業名	PTA と協働した安全対策事業			
		担当課	地域教育力推進課			
		事業概要	<p>【対象】 板橋区立小・中学校の児童・生徒</p> <p>【手段】 板橋区立小学校 PTA 連合会と協働のうえ「こども 110 番クリアフォルダー」を作成し、区立小学 1 年生を対象に配付する。 板橋区立小・中学校 PTA 連合会と協力し「子どもを守ろう！合同パトロール」を実施する。期間を定め、各学校 PTA がパトロール活動を強化するとともに、町会・自治会やいたばし子ども見守り隊などの関係機関・団体に対しても、パトロール・見守り活動の強化を要請する。</p> <p>【目的】 児童・生徒に対する声かけ事案等から児童・生徒を守り、安心して登下校できる環境づくりを推進する。</p>			
目標事業量		現状 令和 2 (2021) 年度		目標 令和 7 (2025) 年度		

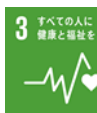
基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし

Ⅲ-1 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します

No.	112	事業名	障がい児通所支援		
		担当課	障がいサービス課		
		事業概要			
		【対象】	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、未就学の障がい児（児童発達支援）・就学している障がい児（放課後等デイサービス）		
		【手段】	児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障がい児を対象とした通所サービスを実施する。		
		【目的】	障がいのある子どもに対し、未就学・就学後の段階において療育、活動場所提供等を行う。		
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	





No.	115	事業名	【新規】医療的ケア児の受け入れ		
		担当課	保育サービス課		
		事業概要			
		【対象】	保育を必要とし、医療的ケアを必要とする児童		
		【手段】	医療的ケアを必要とする児童のための看護師を配置し、医療的ケア児の発達に応じた保育を実施していく。		
		【目的】	医療的ケア児が、他の児童とともに集団保育を送ることにより、健全な社会性の成長発達を促進させ、児童の福祉向上を図る。		
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



No.	122	事業名	あいキッズにおける要支援児受け入れ		
		担当課	地域教育力推進課		
		事業概要			
		【対象】	特別支援学校・特別支援学級に通学、特別支援教室等に通級する児童であり、かつ保護者が就労等により放課後家庭にいない児童で、判定会において要支援児として認定された児童		
		【手段】	適切な遊びや生活の場を提供し、他児童との交流を図る。また、要支援児のあいキッズでの行動等を記録する。		
		【目的】	あいキッズでの生活を通じて要支援児と他児童が成長する。		
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



No.	131	事業名	要支援児保育巡回指導			
担当課		保育サービス課				
事業概要		<p>【対象】 保育を必要とし、かつ特別な支援が必要な乳幼児</p> <p>【手段】 公私立認可保育園・小規模保育園・事業所内保育所・認定こども園において、医師等総括指導員及び心理判定員による要支援児の巡回指導を行う。</p> <p>【目的】 巡回指導員が担任保育士、園長に対し指導助言をすることにより、当該児童の社会性の成長発達を促進させる。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		

No.	134	事業名	特別支援学級の設置			
担当課		指導室				
事業概要		<p>【対象】 特別支援学級（知的）学級に在籍する児童・生徒及び聴覚・言語学級に在籍する児童</p> <p>【手段】 特別支援学級（知的）は固定学級として在籍、聴覚・言語学級は通級にて特別な指導や支援を行う。</p> <p>【目的】 特別支援学級（知的）は知的な発達に遅れのある、障がいが比較的軽度な児童・生徒に自立や社会参加に向けた指導や支援を行う。 聴覚・言語学級は聞こえや言語の障がいに合わせた指導を行う。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		

Ⅲ-2 貧困や虐待から子どもを守ります

No.	137	事業名	ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業		
		担当課	生活支援課		
		事業概要			
		【対象】	児童扶養手当受給者及び同等水準のひとり親		
		【手段】	3福祉事務所に設置された、プログラム策定員が対象者個人に合わせた目標を設定し、自立に向けた支援を行う。		
		【目的】	きめ細やかで継続的な自立・就労支援及びアフターケアによって自立を促進する。		
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



No.	146	事業名	子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」		
		担当課	生活支援課		
		事業概要			
		【対象】	生活困窮、生活保護及びひとり親世帯の子ども及びその保護者		
		【手段】	世帯への相談支援や子どもへの学習支援、居場所支援等を行う。		
		【目的】	高校進学及び卒業を支援し、進学や進学後の将来展望の明確化や進路選択の幅の拡大を図ることで、貧困の連鎖の防止・解消を図る。		
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



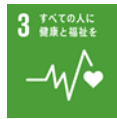
No.	149	事業名	【新規】養育費確保支援事業		
		担当課	生活支援課		
		事業概要			
		【対象】	区内に住むひとり親で、養育費の取り決めに係る経費を負担し、養育費の取り決めに係る債務名義に定めた債権者であり、対象となる子を現に扶養している方		
		【手段】	公証役場に支払った公証人手数料や家庭裁判所の調停・裁判時に要する収入印紙代・戸籍謄本等取得費用・連絡用の郵便切手代に係る費用に対して助成する。		
		【目標】	養育費支払いの確実な履行を支援し、ひとり親家庭の収入の安定的な確保につなげることで貧困から子どもを守る。		
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



No.	164	事業名	(仮称) 子ども家庭総合支援センターの運営		
	担当課	児童相談所開設準備課			
	事業概要	【調整中】			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



No.	165	事業名	子ども家庭総合支援事業		
	担当課	児童相談所開設準備課			
	事業概要	<p>【対象】 0～18歳未満の児童及びその保護者</p> <p>【手段】 子育てに関する相談から、虐待通告や非行相談など、専門的な知識及び技術を必要とする相談について、切れ目のない一貫した支援・援助を行う。</p> <p>【目的】 妊娠・出産期から切れ目のない支援体制の充実を図ることで、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長することができる。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし

Ⅳ-1 これからの社会を生き抜く力を養成します

No.	169	事業名	読み解く力の促進		
担当課		指導室			
事業概要		<p>○読みのつまずき 【対象】小学校1年生 【手段】対象児童に対してアセスメントを実施する。また、指導用教材を活用する。 【目的】児童の読みのつまずきを早期に把握し、児童一人ひとりに対する効果的な指導・支援につなげる。</p> <p>○基礎的な読む力 【対象】小学校6年生及び中学生 【手段】対象児童・生徒に対し、「基礎的な読む力」を測るテストを実施する。 【目的】基礎的な読む力の実態を把握し、読み解く力を育成するための効果的な指導へつなげ、児童・生徒の学力向上を図る。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



No.	173	事業名	【新規】ロボットプログラミング教室の実施		
担当課		生涯学習課			
事業概要		<p>【対象】区内小・中学生</p> <p>【手段】家庭や学校では触れる機会の少ないロボットを利用したプログラミング学習の講座を開催する。講座修了者を中心としたチームを結成し、全国大会出場をめざす。</p> <p>【目的】ロボットを活用した「実体験を通じた学び」を通して、子どもたちのプログラミング的思考を育成する。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	




No.	178	事業名	子ども向け美術普及		
担当課		文化・国際交流課			
事業概要		<p>【対象】幼児から小学生までの児童</p> <p>【手段】美術講座「ひよこ・たぬきアトリエ」や、区立小学校の授業の一環として、美術館展覧会を鑑賞する「小学生美術鑑賞教室」を実施する。</p> <p>【目的】造形遊びや美術作品の鑑賞を通して、美術を身近なものとして感じることで、子どもたちの豊かな人間性を育成する。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	




No.	213	事業名	【新規】図書館を使った調べる学習コンクール		
	担当課	中央図書館			
	事業概要	<p>【対象】小学生、中学生</p> <p>【手段】(公財)図書館振興財団主催の全国コンクールの地域コンクールとして、各学校を通じ、作品を募集する。図書館では「調べる学習相談会」等を開催し、作品づくりのサポートを行う。</p> <p>【目的】身近な疑問や不思議に思うこと、興味のあることに対して、調べ方やまとめ方を学び、解決し、作品としてまとめることにより、自らで調べる力、学ぶ力を育成する。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	





IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します

No.	215	事業名	いたばし若者サポートステーション			
		担当課	産業振興課			
		事業概要	<p>【対象】 15歳から49歳までの就労意欲がある若者とその家族</p> <p>【手段】 学校卒業や中途退学後一定期間「無業」の状態にあり、働くことについて様々な悩みや不安をもつ若者を対象に、相談やセミナーなどの様々な支援を通じて就労に向えるようサポートするとともに、必要に応じて関係機関と連携し若者とその保護者の双方への支援へとつなげる。</p> <p>【目的】 就労意欲がある若者に対して知識やノウハウを付与することで、就職活動の手助けをする。</p>			
目標事業量			現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	

No.	218	事業名	中学・高校生の子育て体験事業			
		担当課	保育サービス課			
		事業概要	<p>【対象】 区内中学生・高校生</p> <p>【手段】 中学生・高校生の保育ボランティア受け入れを行う。</p> <p>【目的】 次世代の親となる中高生が子育て体験をすることで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的とする。</p>			
目標事業量			現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	

No.	224	事業名	【新規】不登校改善重点校事業の実施			
		担当課	指導室			
		事業概要	<p>【調整中】</p>			
目標事業量			現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	

No.	226	事業名	板橋フレンドセンター(適応指導教室)			
担当課		教育支援センター				
事業概要						
<p>【対象】 不登校児童生徒</p> <p>【手段】 通級希望者の相談を受けて通級につなげ、教員との人間的なふれあいや学習指導・体験活動を通じて社会的自立を行う。また、臨床心理士によるカウンセリングを行う。</p> <p>【目的】 ひきこもり状態から抜け出し、孤立感を解消し、集団生活への適応力と基礎的な学力を身につけて、社会的自立へとつなげる。</p>						
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		

No.	227	事業名	スクールソーシャルワーカーの活用			
担当課		教育支援センター				
事業概要						
<p>【対象】 区立小・中学校の児童生徒と保護者</p> <p>【手段】 スクールソーシャルワーカーが、学校等関係機関に出向いて対応する。(アウトリーチ型)</p> <p>【目的】 福祉の専門的な立場から、問題を抱える児童・生徒に対して、関係機関と連携し、問題解決や環境改善に向けた支援をする。</p>						
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		

基本目標Ⅴ 子育てでみんなが協力するまち いたばし

Ⅴ-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくりま

No.	234	事業名	学校支援地域本部事業の推進		
担当課		地域教育力推進課			
事業概要		<p>【対象】 区立小・中学校</p> <p>【手段】 区立小・中学校が求める支援活動と地域ボランティア等をつなぐ役割を地域コーディネーターの配置。</p> <p>【目的】 学校が求める支援活動と地域の人材をつなぐ役割を担う地域コーディネーターを配置し、地域のボランティア（学校支援ボランティア）が各種の支援活動に参加できる仕組みを学校区単位で実施することで、地域が学校の教育活動を支援し、子どもの成長を支える環境を醸成する。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	




No.	235	事業名	板橋区コミュニティ・スクールの推進		
担当課		地域教育力推進課			
事業概要		<p>【対象】 区立小・中学校</p> <p>【手段】 保護者・地域住民・教職員等が、学校運営への必要な支援に関する協議を行う会議体「コミュニティ・スクール委員会」と、保護者や地域の人材等がボランティアとして教育活動を支援する取組「学校支援地域本部」を「両輪・協働」の関係で運営し、教育活動を支援する。</p> <p>【目的】 学校と地域とが共通の目標やビジョンを持ち、一体となって地域の子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現をめざし、子どもたちの未来をはぐくむ教育環境の醸成につなげていく。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	




No.	240	事業名	子育て支援員の活動支援		
担当課		保育サービス課			
事業概要		<p>【対象】 地域の子育て支援に関心がある区民</p> <p>【手段】 子育て支援員養成講座の実施、修了者へのスキルアップ研修等の実施、修了者へ活動に必要な情報提供</p> <p>【目的】 子育て支援員が、地域における子育て支援サービスの担い手として、保育園現場や育児支援ヘルパー派遣事業、ファミリー・サポート・センター事業等に積極的に参加できるよう、「活動の場」の情報提供や活動支援を行い、地域の子育て力を向上する。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



No.	241	事業名	職場体験学習（中学生向けインターンシップ）			
担当課		指導室				
事業概要		<p>【対象】 区立中学校の生徒</p> <p>【手段】 区立全中学校での職場体験</p> <p>【目的】 生徒が地域の事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習を通して望ましい勤労観、職業観を育むとともに主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲などを培う。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		

No.	243	事業名	【新規】若者の居場所づくり事業			
担当課		生涯学習課				
事業概要		<p>【調整中】</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		

	248	事業名	図書館サポーターの育成			
		中央図書館				
事業概要		<p>【対象】 図書館や児童館等の施設、学校等を利用する児童・幼児</p> <p>【手段】 図書館サポーター（ボランティア）希望者を対象とした養成講座、図書館サポーター登録者を対象とした読み聞かせ等のフォローアップ講座を実施し、ボランティア活動を支援するとともに活動者のスキル向上を図る。</p> <p>【目的】 児童・幼児の読書活動を支援する。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度		

V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します

No.	254	事業名	いたばしグッドバランス推進企業表彰				
		担当課	男女社会参画課				
		事業概要	<p>【対象】ワーク・ライフ・バランスについて積極的に取り組んでいる中小企業、一般社団法人及び一般社団法人等の事業者（会社法上の会社だけでなく、個人事業主、医療法人、学校法人やNPO法人などの事業者を含む）</p> <p>【手段】ワーク・ライフ・バランスについて積極的に取り組んでいる事業者を表彰する。</p> <p>【目的】ワーク・ライフ・バランスや多様な人材活用に向けて積極的に取り組む企業を支援することで、すべての人が自分に合った働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事も生活も充実できる豊かな社会をめざす。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度					目標 令和7 (2025)年度



No.	258	事業名	「絵本のまち板橋」の充実				
		担当課	広聴広報課				
		事業概要	<p>【調整中】</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度					目標 令和7 (2025)年度



No.	273	事業名	板橋こども動物園				
		担当課	みどりと公園課				
		事業概要	<p>【対象】公園施設利用者及びイベント参加者</p> <p>【手段】動物公園という特色を活かした施設運営やイベントを行う。</p> <p>【目的】動物とのふれあいにより、いのちの大切さを知り、豊かなこころを育む場を提供する。</p>				
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度					目標 令和7 (2025)年度



No.	275	事業名	i - y o u t h (あい・ゆーす)		
担当課		生涯学習課			
事業概要		<p>【対象】 中学生以上39歳までの若者</p> <p>【手段】 ダンス、卓球、自習、ピアノの利用など、それぞれの居場所として活用する。</p> <p>【目的】 利用者同士や社会教育指導員との交流や、若者主体の運営により、若者の社会性を高める。</p>			
目標事業量		現状 令和2 (2021)年度		目標 令和7 (2025)年度	



資料編



- 1 めざす方向と基本的視点
- 2 事業一覧
- 3 統計データ
- 4 策定経過
- 5 板橋区子ども・子育て会議委員名簿
- 6 板橋区子ども・子育て会議条例
- 7 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

1 めざす方向と基本的視点

めざす方向

「応援宣言 2025」では、板橋区基本構想がめざす、子育てや教育の分野のビジョンを実現するため、「5つのめざす方向」を定めています。

(1) 安心できる子育て環境

安心して子どもを産み育てることができるよう、気軽に相談できる体制や子どもたちの居場所が整っているまちをめざします。また、希望する人が幼稚園や保育園、認定こども園等を利用できるまちをめざします。

(2) 子どもの健康と安全

子どもの成長段階に応じた健康づくりを推進し、子どもが元気にいきいきと過ごすことができるまちをめざします。また、地域ぐるみで子どもを見守り、犯罪や事故に巻き込まれない安全なまちをめざします。

(3) すべての子どもへの支援

特に配慮を必要とする子どもと家族への支援を充実し、板橋に住むすべての子どもたちが健やかに成長できるまちをめざします。また、児童虐待防止などのセーフティネットを充実するため関係機関との連携を強化し、地域で安心して住み続けられるまちをめざします。

(4) 子どもたちの生きる力の育成

学校教育や様々な体験を通して、21世紀社会を担う子どもたちのたくましく生きる力を育むまちをめざします。また、いじめや不登校などの問題解決に取り組み、子どもが自信を持って成長できるまちをめざします。

(5) みんなで子育て支援

ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性の社会進出や男性の育児への参加がしやすい環境が整ったまちをめざします。また、区民・地域・行政等が協働し、板橋区で子育てしたくなるような子育て世帯にとって魅力のあるまちをめざします。

基本的視点

平成 30（2018）年に改正された次世代法に基づき、国が策定した次世代法行動計画策定指針（令和 3 年 2 月 24 日、以下「策定指針」）では、行動計画策定にあたって 9 の基本的な視点を示しています。板橋区においては国の策定指針を踏まえつつ、これまでの実績や地域の実情を勘案し、計画全体を通じて重視する 10 の基本的視点を定めています。

基本的視点	内容
1. 子どもの視点	子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。また、男女が協力して子育てを行うべきという視点に立った取組を推進します。
2. 次代の親の育成という視点	子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成の取組を進めるとともに、命の大切さや子育ての意義が感じられる体験機会を創出します。
3. サービス利用者の視点	核家族化や都市化の進行等社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭生活実態や子育て支援サービス利用者ニーズも多様化しています。多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。
4. 社会全体による支援の視点	子育ての第一義的責任は父母等保護者にあるという基本的認識のもと、次世代育成支援対策は行政や企業、学校、地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに施策を推進します。
5. ワーク・ライフ・バランスの実現の視点	働き方の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、希望する結婚や子育てを実現するための取組の一つとして重要であり、地域の一員としての企業の取組が期待されています。国、東京都と連携し、板橋区の実情を踏まえた仕事と生活の調和の実現に向けた施策を推進します。
6. 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点	1～5の基本的視点に加え、「妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」という一貫した視点を加え、新たな事業、庁内関係課等の連携強化による切れ目ない支援を推進します。
7. すべての子どもと家庭への支援の視点	次世代育成支援対策は、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応することが大切です。「板橋区で暮らす“すべての子どもと家庭への支援”」という視点で施策を推進します。
8. 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点	子育て活動のNPO、子育てサークルをはじめとする地域活動団体、民生・児童委員（主任児童委員を含む。）、社会福祉協議会、大学等に加え、地域貢献を希望する高齢者、育児経験豊かな女性など様々な地域の担い手や社会資源である各主体の力が発揮されるよう一層の連携を図ります。また、保育園、幼稚園、児童館、学校施設等をはじめとする各種公共施設の有効活用にも留意します。
9. サービスの質の視点	サービスの質を評価し、向上させるという視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を推進していきます。
10. 地域特性の視点	板橋区の将来を見据えた人口構造や社会資源の状況を勘案し、板橋区の地域特性を踏まえた利用者のニーズ、必要な支援策について、持続可能な取組を推進していきます。

2 事業一覧

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

(1) 妊娠・出産の支援の充実

No.	計画	事業名	担当課
001	◎	妊婦・出産ナビゲーション事業	健康推進課
002	◎	産後ケア事業（訪問型・宿泊型）	健康推進課
003		特定不妊治療費助成	健康推進課
004		女性健康支援センター事業	健康推進課
005		母子健康手帳交付	健康推進課
006		妊娠高血圧症候群等医療費助成制度	健康推進課
007		乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課
008		妊婦健康診査	健康推進課
009	◎	【新規】オンラインによる妊婦面接の導入	健康推進課
010		妊産婦訪問	板橋健康福祉センター
011		母親学級・両親学級	板橋健康福祉センター
012		女性歯科健診	板橋健康福祉センター
013		育児支援ヘルパー派遣事業	子ども家庭支援センター

(2) 子育て支援の充実

No.	計画	事業名	担当課
014		子育てママの未来計画	男女社会参画課
015		子育てママのための個別カウンセリング	男女社会参画課
016	◎	【新規】多胎児家庭支援事業（移動経費補助）	健康推進課
017		離乳食講習会	板橋健康福祉センター
018		子育てグループ育成・支援	板橋健康福祉センター
019		育児不安をかかえる母親等への支援	板橋健康福祉センター
020		多胎児親子グループ支援	志村健康福祉センター
021		子育て情報ブックの作成	子ども政策課
022	◎	子育て支援情報の発信	子ども政策課
023		子育て相談	子ども政策課
024		子育て応援教室	子ども政策課
025		乳幼児専用ルームすくすくサロン	子ども政策課
026		子育て相談エール	子ども政策課
027		子育て出張相談	保育サービス課
028		子育てステップ事業	保育サービス課
029		いたばし子育てNAV Iの充実	保育サービス課
030		子どもを守る地域ネットワーク巡回事業	子ども家庭支援センター
031	◎	子どもなんでも相談	子ども家庭支援センター

I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します

(1) 教育・保育事業の推進

No.	計画	事業名	担当課
032		補足給付事業	保育サービス課
033		認定こども園の支援	保育サービス課
034		家庭福祉員事業	保育サービス課
035		小規模保育事業	保育サービス課
036		事業所内保育事業	保育サービス課
037		病児・病後児保育	保育サービス課
038		一時預かり	保育サービス課
039		年末保育	保育サービス課
040		認証保育所等保育料助成事業	保育サービス課
041		延長保育	保育サービス課
042	◎	保育施設の整備	子育て支援施設課
043		ショートステイ事業	子ども家庭支援センター
044		乳児ショートステイ事業	子ども家庭支援センター
045		トワイライトステイ事業	子ども家庭支援センター
046		ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター
047		施設等利用費給付事業	学務課
048		私立幼稚園教育環境整備費等補助	学務課
049		私立幼稚園協会への支援	学務課
050		未就園児の保育	学務課
051	◎	【新規】区立幼稚園での3歳児保育及び預かり保育の実施	学務課

(2) 教育・保育の質の向上

No.	計画	事業名	担当課
052		保育園における第三者評価	保育サービス課
053	◎	保育士研修の充実	保育サービス課
054	◎	幼稚園・保育園・小学校交流合同研修	保育サービス課
055		保育施設への巡回指導	子育て支援施設課
056		保育施設指導検査	子育て支援施設課

基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし

Ⅱ-1 子どもの命と健康を守ります

(1) 小児医療環境の充実

No.	計画	事業名	担当課
057		養育医療給付	健康推進課
058		妊婦、乳児、1歳6か月、3歳、4・5歳児精密健康診査費助	健康推進課
059		育成医療給付	健康推進課
060		休日歯科応急診療	健康推進課
061		小児初期救急平日夜間診療	健康推進課
062		休日医科診療（内科・小児科）	健康推進課

No.	計画	事業名	担当課
063		結核児童療育給付	予防対策課
064		大気汚染関連疾病医療券交付	予防対策課

(2) こころと体の健康づくりの推進

No.	計画	事業名	担当課
065		乳幼児健康診査	健康推進課
066		新生児聴覚検査	健康推進課
067	◎	食育の推進	健康推進課
068		離乳食講習会	板橋健康福祉センター
069		育児相談・出張育児相談	板橋健康福祉センター
070		4・5歳児健康診査	板橋健康福祉センター
071		乳幼児歯科健診	板橋健康福祉センター
072		1歳6か月、3歳児歯科健診	板橋健康福祉センター
073		はじめての歯みがきひろば	板橋健康福祉センター
074		食育・健康クッキング教室	板橋健康福祉センター
075	◎	出張歯みがき指導	板橋健康福祉センター
076		乳幼児呼吸器健診	予防対策課
077		健康相談事業	予防対策課
078		機能訓練事業	予防対策課
079	◎	予防接種	予防対策課
080		保育園・幼稚園児の健康診断	保育サービス課
081		区立保育園における食物アレルギー対策	保育サービス課
082		げんキッズ菜園	保育サービス課
083		就学時健康診断	学務課
084		児童・生徒の健康診断	学務課
085		区立学校給食における食物アレルギー対策	学務課
086		天津わかしお学校の運営	学務課

II-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます

(1) 交通安全・事故防止・災害対策

No.	計画	事業名	担当課
087		家庭内事故予防の情報提供	板橋健康福祉センター
088		バリアフリーマップの提供	障がい政策課
089		保育園の防災備蓄の配備	保育サービス課
090	◎	げんきっ子トラフィックスクール	保育サービス課
091		中学生交通安全教室	土木計画・交通安全課
092		小学生自転車教室	土木計画・交通安全課
093	◎	自転車通行空間の整備	土木計画・交通安全課
094		放置自転車対策	土木計画・交通安全課
095		道路の整備	工事設計課
096	◎	公園のユニバーサルデザイン化	みどりと公園課

(2) 犯罪等の被害の防止

No.	計画	事業名	担当課
097		親子体験型防犯講習会	防災危機管理課
098		総合安心・安全パトロール	防災危機管理課
099		地域安全マップ作製講習会	防災危機管理課
100	◎	板橋セーフティ・ネットワーク	防災危機管理課
101		緊急連絡メールシステム	保育サービス課
102		緊急連絡メールシステム	教育総務課
103		防犯ブザーの配付	学務課
104		学校ネットパトロール事業	指導室
105	◎	「板橋区版スマートフォン等を使うためのルール」の周知・啓発	地域教育力推進課
106	◎	PTA と協働した安全対策事業	地域教育力推進課
107		いたばし子ども見守り隊・スクールガード	地域教育力推進課

基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし

Ⅲ-1 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します

(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実

No.	計画	事業名	担当課
108		乳幼児発達健康診査	健康推進課
109		心身障がい児（者）歯科診療	健康推進課
110		あそびを通じた早期発達支援事業「あそびの会」	健康福祉センター
111		乳幼児経過観察健診	板橋健康福祉センター
112	◎	障がい児通所支援	障がいサービス課
113		ほっとプログラム	子ども政策課
114		要支援児保育	保育サービス課
115	◎	【新規】医療的ケア児の受け入れ	保育サービス課
116		愛の手帳判定事業	児童相談所開設準備課
117		特別支援教育就学奨励費	学務課
118		特別支援アドバイザー	指導室
119		特別支援教育支援員の配置	指導室
120		特別支援教室（STEP UP 教室）の運営	指導室
121		中学校卒業時における進路未決定者への支援	指導室
122	◎	あいキッズにおける要支援児受け入れ	地域教育力推進課
123		高等学校との連携による中途退学の未然防止と中途退学者への支援	

(2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

No.	計画	事業名	担当課
124		子ども発達支援センター事業	健康推進課
125		乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会	健康推進課
126		早期発見支援事業	健康福祉センター
127		発達支援のための親の会	板橋健康福祉センター
128		発達障がい者支援センター運営	障がいサービス課

No.	計画	事業名	担当課
129		障がい児療育事業	障がいサービス課
130		障がい児余暇活動支援事業	障がいサービス課
131	◎	要支援児保育巡回指導	保育サービス課
132		臨床心理士による幼稚園巡回相談事業	学務課
133		要支援児受け入れ推進補助	学務課
134	◎	特別支援学級の設置	指導室
135		あいキッズ要支援児巡回指導	地域教育力推進課

Ⅲ-2 貧困や虐待から子どもを守ります

(1) ひとり親家庭・生活困窮家庭等への支援の充実

No.	計画	事業名	担当課
136		保健指導票	健康推進課
137	◎	ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業	生活支援課
138		次世代育成支援（高校受験対策、塾代支給等）	生活支援課
139		生活困窮者自立支援事業	生活支援課
140		ひとり親家庭休養ホーム	生活支援課
141		母子生活支援施設	生活支援課
142		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	生活支援課
143		母子及び父子福祉資金	生活支援課
144		奨学資金	生活支援課
145		ひとり親家庭自立支援給付金	生活支援課
146	◎	子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」	生活支援課
147		ひとり親家庭相談体制の充実	生活支援課
148		入院助産	生活支援課
149	◎	【新規】養育費確保支援事業	生活支援課
150		児童育成手当	子ども政策課
151		児童扶養手当	子ども政策課
152		ひとり親家庭等医療費助成	子ども政策課
153		児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクト	子ども政策課
154		家賃等債務保証支援事業	住宅政策課
155		就学援助	学務課

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応

No.	計画	事業名	担当課
156		児童虐待相談	子ども家庭支援センター
157		親プログラム	子ども家庭支援センター
158		精神科医による虐待専門相談	子ども家庭支援センター
159		児童虐待防止ケアシステム研修会	子ども家庭支援センター
160		要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援センター
161		養育支援訪問事業	子ども家庭支援センター
162		里親制度の啓発	子ども家庭支援センター

No.	計画	事業名	担当課
163		虐待防止支援訪問事業	子ども家庭支援センター
164	◎	(仮称) 子ども家庭総合支援センターの運営	児童相談所開設準備課
165	◎	子ども家庭総合支援事業	児童相談所開設準備課
166		児童虐待相談	児童相談所開設準備課
167		里親事業	児童相談所開設準備課
168		ハートフレンド事業	児童相談所開設準備課

基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし

Ⅳ-1 これからの社会を生き抜く力を養成します

(1) 基礎的学力の習得、思考力・判断力・表現力の育成、 学ぶ意欲の醸成

No.	計画	事業名	担当課
169	◎	読み解く力の促進	指導室
170		新学習指導要領による社会に開かれた教育課程の編成と実施	指導室
171		中高生勉強会「学びiプレイス」	生涯学習課
172		スタディルーム	生涯学習課
173	◎	【新規】ロボットプログラミング教室の実施	生涯学習課
174		家庭教育支援チームの運営	地域教育力推進課
175		授業用 ICT 機器の活用	教育支援センター
176		小学校におけるプログラミング教育	教育支援センター

(2) 読書活動、体験活動、キャリア教育、環境・文化・芸術活動やスポーツ等の推進

No.	計画	事業名	担当課
177		平和都市宣言記念事業	総務課
178	◎	子ども向け美術普及	文化・国際交流課
179		アウトリーチ事業	文化・国際交流課
180		国際性豊かな人材育成	文化・国際交流課
181		板橋区民文化祭	文化・国際交流課
182		区立体育施設運営の充実	スポーツ振興課
183		植村冒険館事業	スポーツ振興課
184		プロスポーツチーム・トップアスリートによる教室	スポーツ振興課
185		東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する子ども・若者の活躍の機会創出とレガシー活用の検	スポーツ振興課
186		いたばしウォーキング大会	スポーツ振興課
187		板橋 City マラソン	スポーツ振興課
188		キャリア・カウンセリング	産業振興課
189		若年者向け就職支援事業	産業振興課
190		若者・女性のため就職サポート事業	産業振興課
191		【新規】いたばし未来の発明王コンテスト事業	産業振興課
192		【新規】子ども企業塾	産業振興課
193		農業体験学習	赤塚支所
194		障がい者理解促進事業	障がいサービス課
195		中学生ボランティア活動の支援事業	子ども政策課

No.	計画	事業名	担当課
196		エコポリスセンター事業	環境政策課
197		出前講座	資源循環推進課
198		中学生海外派遣事業	指導室
199		キャリア教育・体験活動	指導室
200		教育科学館事業	生涯学習課
201		板橋区立八ヶ岳荘の運営	生涯学習課
202		i-y-o-u-t-h（あい・ゆうす）若者による事業検	生涯学習課
203		板橋音楽祭ジュニア	地域教育力推進課
204		ジュニアリーダー体験学習事業	地域教育力推進課
205		青少年健全育成地区委員会活動事業	地域教育力推進課
206		ジュニアリーダー顧問会支援	地域教育力推進課
207		青少年表彰	地域教育力推進課
208		ブックスタート事業	中央図書館
209		読書通帳	中央図書館
210		いたばし国際絵本翻訳大賞	中央図書館
211		絵本づくりワークショップ	中央図書館
212		親子読み聞かせ講座	中央図書館
213	◎	【新規】図書館を使った調べる学習コンクール	中央図書館
214		調整中	

IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します

(1) 日常生活能力の習得と次代の親の育成

No.	計画	事業名	担当課
215	◎	いたばし若者サポートステーション	産業振興課
216		エイズ等性感染症予防教育	予防対策課
217		中学生と乳幼児親子のふれあい事業	子ども政策課
218	◎	中学・高校生の子育て体験事業	保育サービス課
219		生活習慣チェックシートの配付・活用	地域教育力推進課

(2) 非行防止、いじめ・不登校への対応強化

No.	計画	事業名	担当課
220		ひきこもり相談・ひきこもり家族相談	予防対策課
221		スクールカウンセラー	指導室
222		不登校対策の充実	指導室
223		板橋区立学校学級安定化対策事業（アセスメント）の実施	指導室
224	◎	【新規】不登校改善重点校事業の実施	指導室
225		教育相談の充実	教育支援センター
226	◎	板橋フレンドセンター（適応指導教室）	教育支援センター
227	◎	スクールソーシャルワーカーの活用	教育支援センター

基本目標Ⅴ 子育てでみんなが協力するまち いたばし

V-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくります

(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり

No.	計画	事業名	担当課
228		保幼小接続・小中一貫教育の推進	指導室
229		学校の改修	新しい学校づくり課
230		学校施設の整備	新しい学校づくり課
231		魅力ある学校づくりの推進	新しい学校づくり課
232		科学教育の充実	生涯学習課
233		家庭における教育力の向上	地域教育力推進課
234	◎	学校支援地域本部事業の推進	地域教育力推進課
235	◎	板橋区コミュニティ・スクールの推進	地域教育力推進課
236		教員研修の充実	教育支援センター

(2) 子どもの育ちを支える地域づくり

No.	計画	事業名	担当課
237		大学との協働による地域子育て支援拠点事業「森のサロン」	子ども政策課
238		子育てネットワークの充実	子ども政策課
239		出前児童館	子ども政策課
240	◎	子育て支援員の活動支援	保育サービス課
241	◎	職場体験学習（中学生向けインターンシップ）	指導室
242		ふるさと文化伝承事業	生涯学習課
243	◎	【新規】若者の居場所づくり	生涯学習課
244		学校施設開放	地域教育力推進課
245		いきいき寺子屋プラン事業	地域教育力推進課
246		教育人材支援コーディネート事業	教育支援センター
247		お話し会	中央図書館
248	◎	図書館サポーターの育成	中央図書館
249		【新規】子ども司書制度の創設	中央図書館

V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	計画	事業名	担当課
250		板橋区特定事業主行動計画	人事課
251		ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携	男女社会参画課
252		地域で活躍する女性の支援	男女社会参画課
253		いたばしパパ月間	男女社会参画課
254	◎	いたばしグッドバランス推進企業表彰	男女社会参画課
255		「一般事業主行動計画」策定企業の支援	産業振興課
256		パパと一緒にあそぼ！【イクメン講座】	子ども政策課
257		親の一日保育士体験	保育サービス課

(2) 子育て世帯にとって魅力あるまちづくり

No.	計画	事業名	担当課
258	◎	「絵本のまち板橋」の充実	広聴広報課
259		通訳・翻訳事業	文化・国際交流課
260		外国語版母子健康手帳の交付	健康推進課
261		子どもの居場所づくり活動支援事業	生活支援課
262		ユニバーサルデザインの推進	障がい政策課
263		すくすくカード事業	子ども政策課
264		「赤ちゃんの駅」の認定	子ども政策課
265		児童館小学生向け事業	子ども政策課
266		3・4・5歳児親子プログラム	子ども政策課
267		子ども医療費助成	子ども政策課
268		児童手当	子ども政策課
269		児童館乳幼児子育て支援事業	子ども政策課
270		子育て支援サービスの周知方法の工夫	保育サービス課
271		住宅情報ネットワーク	住宅政策課
272		公園の新設・改修	みどりと公園課
273	◎	板橋こども動物園	みどりと公園課
274		農業園の運営 ※事業名変更	みどりと公園課
275	◎	i - y o u t h (あい・ゆーす)	生涯学習課
276		一時保育集中管理事業	生涯学習課
277		近代化遺産群史跡公園の整備事業	生涯学習課
278		青少年健全育成・地域社会環境浄化事業	地域教育力推進課
279		板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」	地域教育力推進課

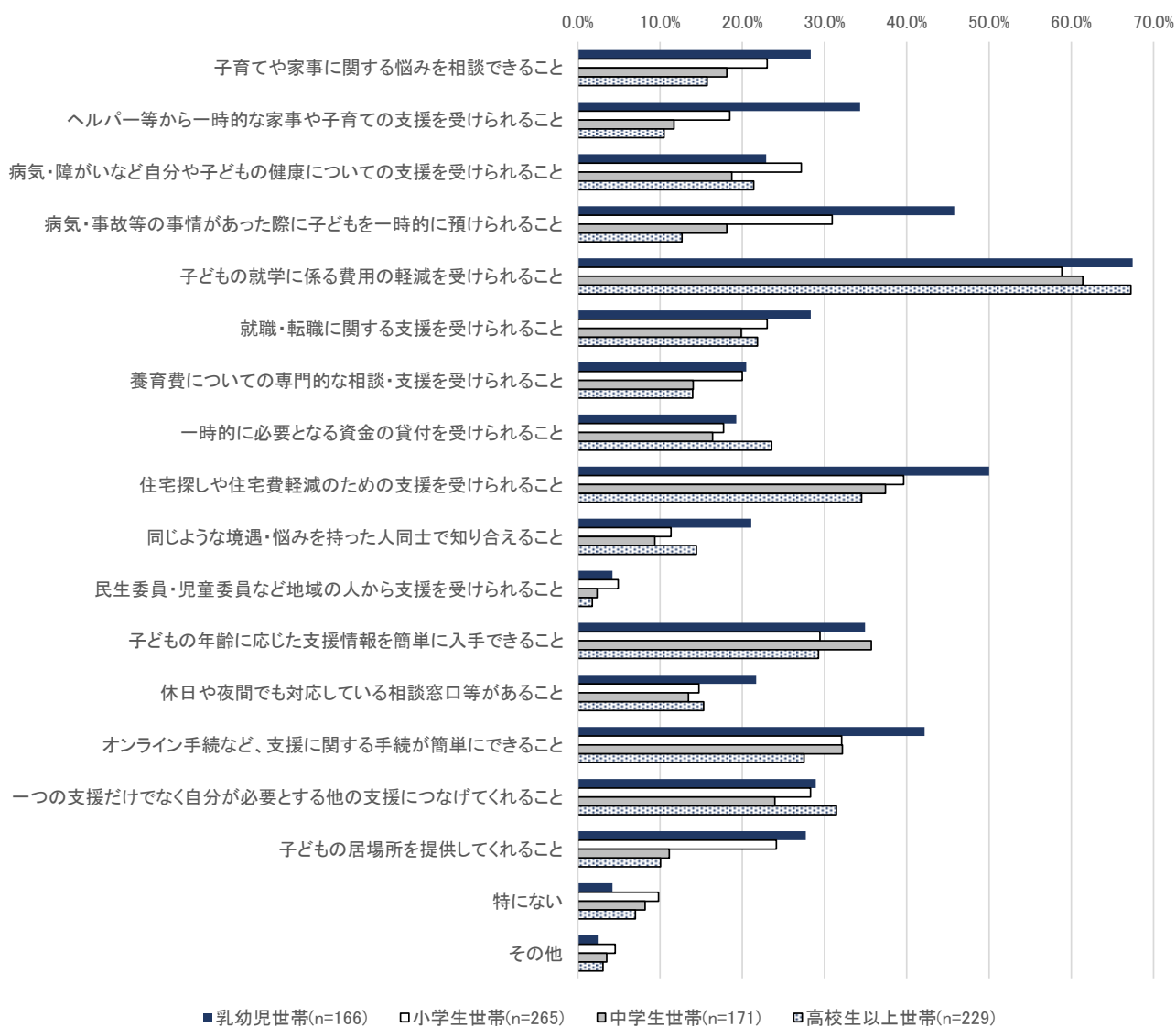
3 統計データ

板橋区ひとり親家庭等生活実態調査(令和3年)から

【I-1】

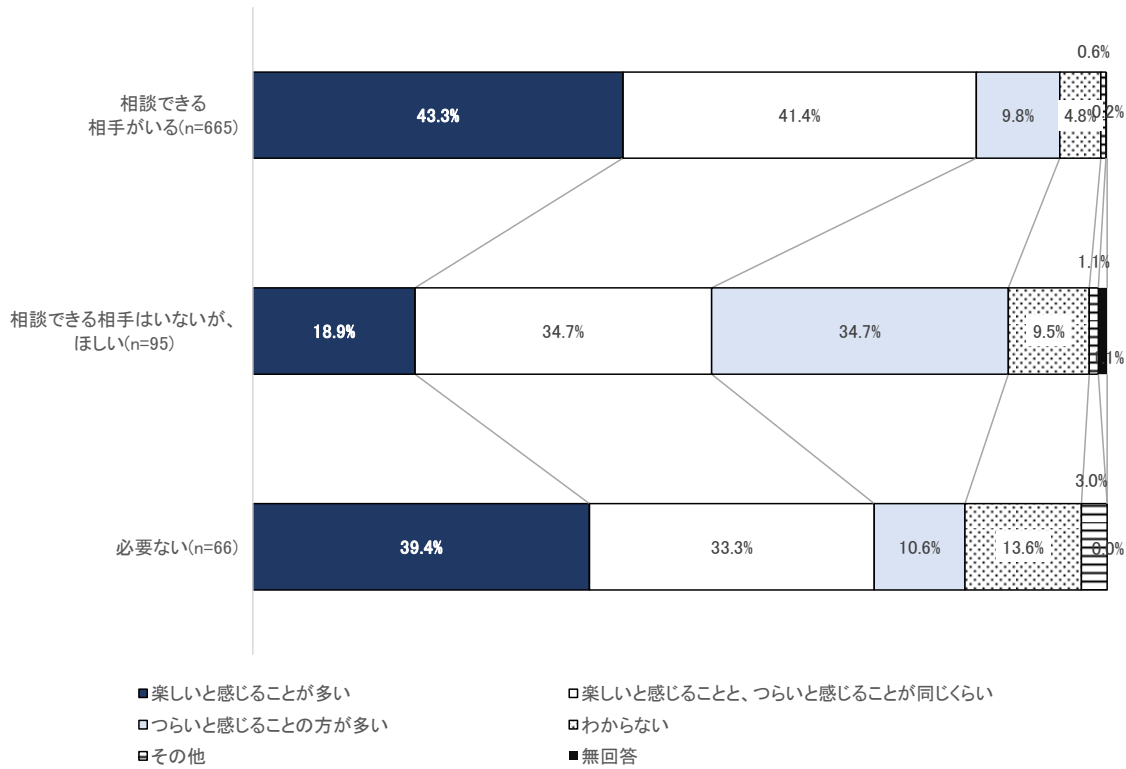
●同居する子ども(末子)の年齢層別子育てに関して必要と思う支援

全体的に、乳幼児をはじめ、より若い子ども(末子)を持つ家庭(保護者)ほど、子育てに関する支援ニーズが高い。



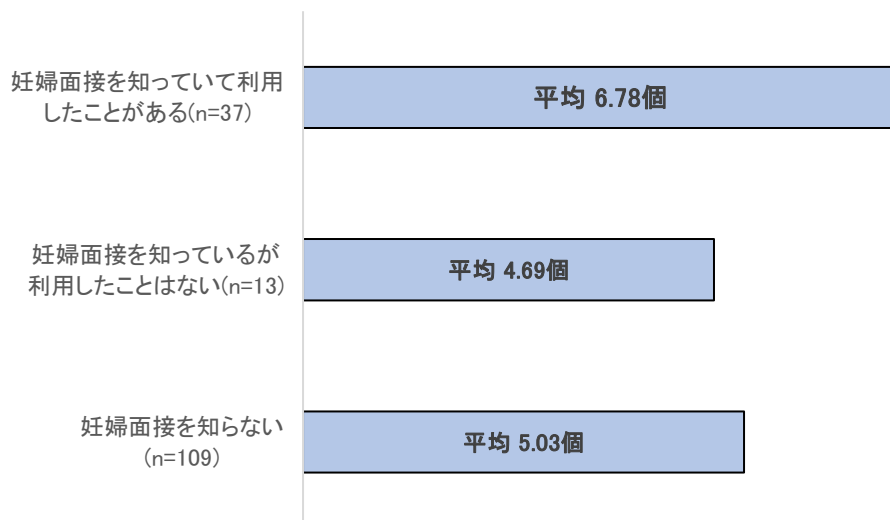
●子どもに関する悩みの相談相手の有無別子育ての楽しさに関する認識

子どもに関する悩みの相談相手がいる保護者は、「子育てを楽しんでいることが多い」割合が高い。相談相手を欲している保護者は、子育てにつらさを感じていることが窺われる。



●妊婦面接(妊婦・出産ナビゲーション事業)の認知・利用経験別支援制度の認知

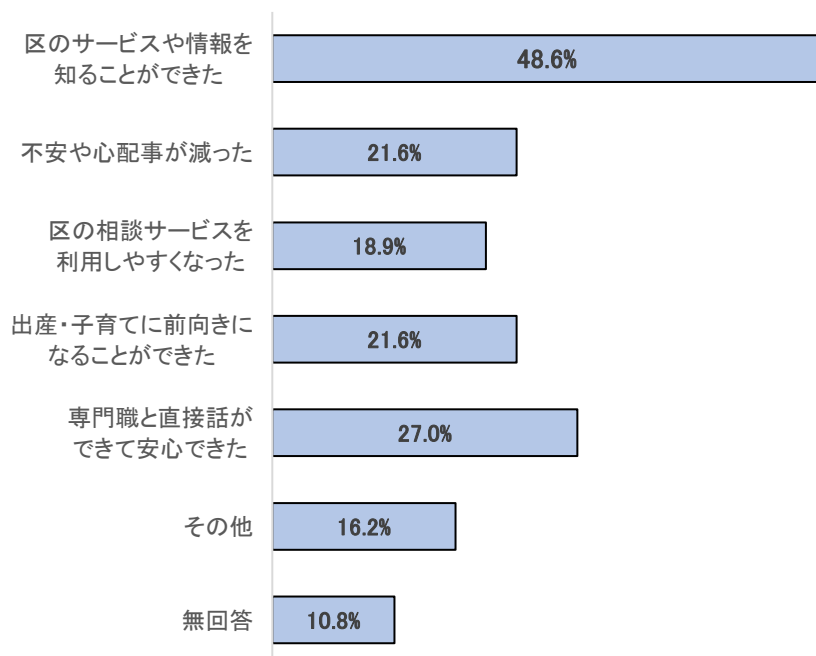
妊婦面接の利用経験者は、未経験者と比較して、子育てに関する支援制度の認知度が高い。



※ 「子育て家庭への支援策」として例示した 24 事業のうち、「知っている」又は「利用したことがある」と回答した事業の個数の平均値を算出。

●妊婦面接(妊婦・出産ナビゲーション事業)の利用前後の変化

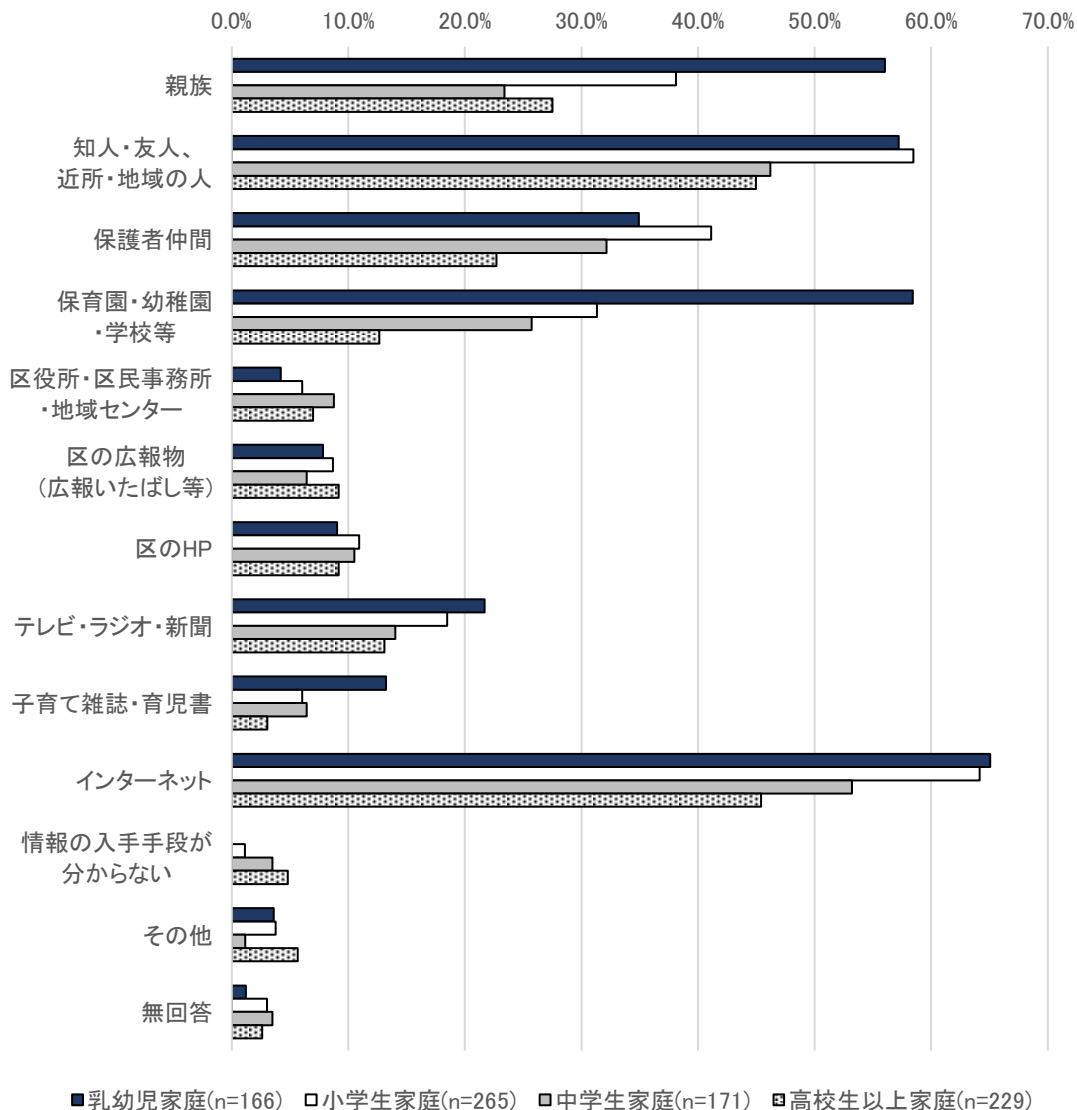
妊婦面接の利用者が利用前後で感じた変化は、「区のサービスや情報を知ることができた」が最も高く、「専門職と直接話ができるようになった」がこれに次ぐ。



N=37

●同居する子ども(末子)の年齢層別子育てに関する情報の入手源

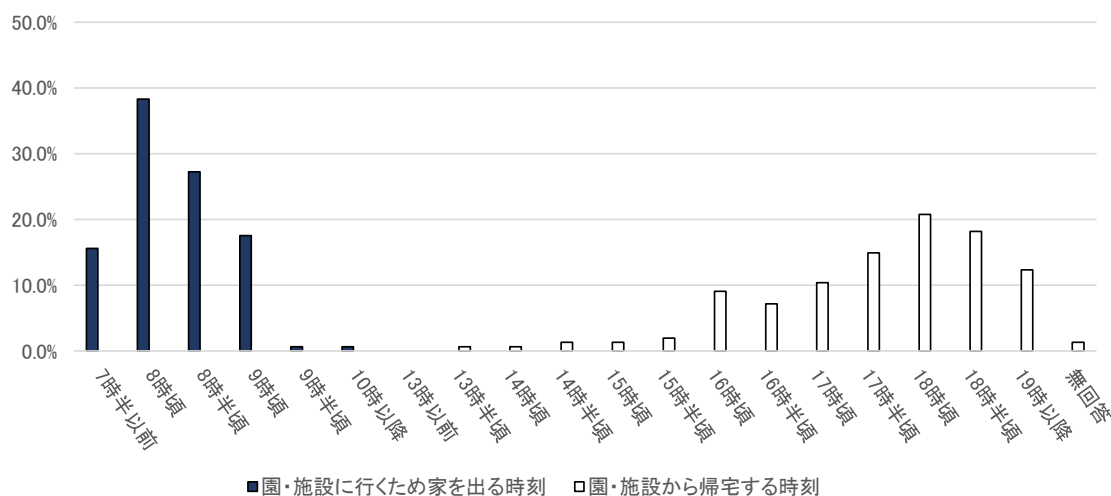
どの子ども(末子)を持つ保護者でも、子育てに関する情報の入手源は、「インターネット」が最も高い。乳幼児(末子)を持つ家庭の方が、他の年齢層の子どもを持つ保護者よりも、全般的に様々な媒体から情報を得ていることが窺われる。



【 I - 2 】

● 幼稚園・保育園等に行くために家を出る時刻・園等から帰宅する時刻

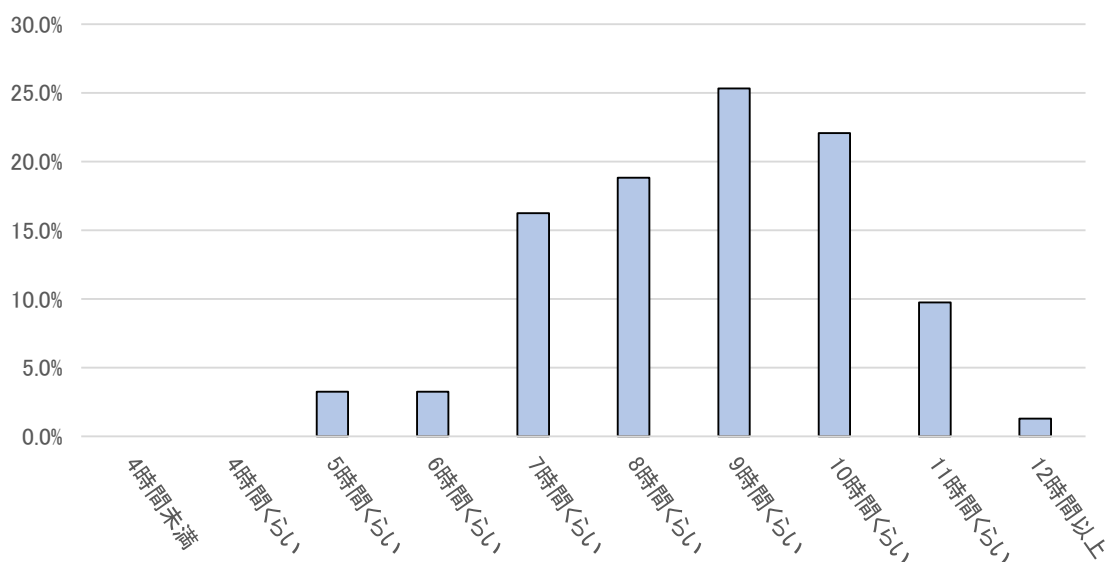
家を出る時刻は、8時頃が最多、帰宅する時刻は、18時頃が最多となっている。



N=154

● 子どもが幼稚園・保育園等で過ごす時間

「9時間くらい」が最多となっている。

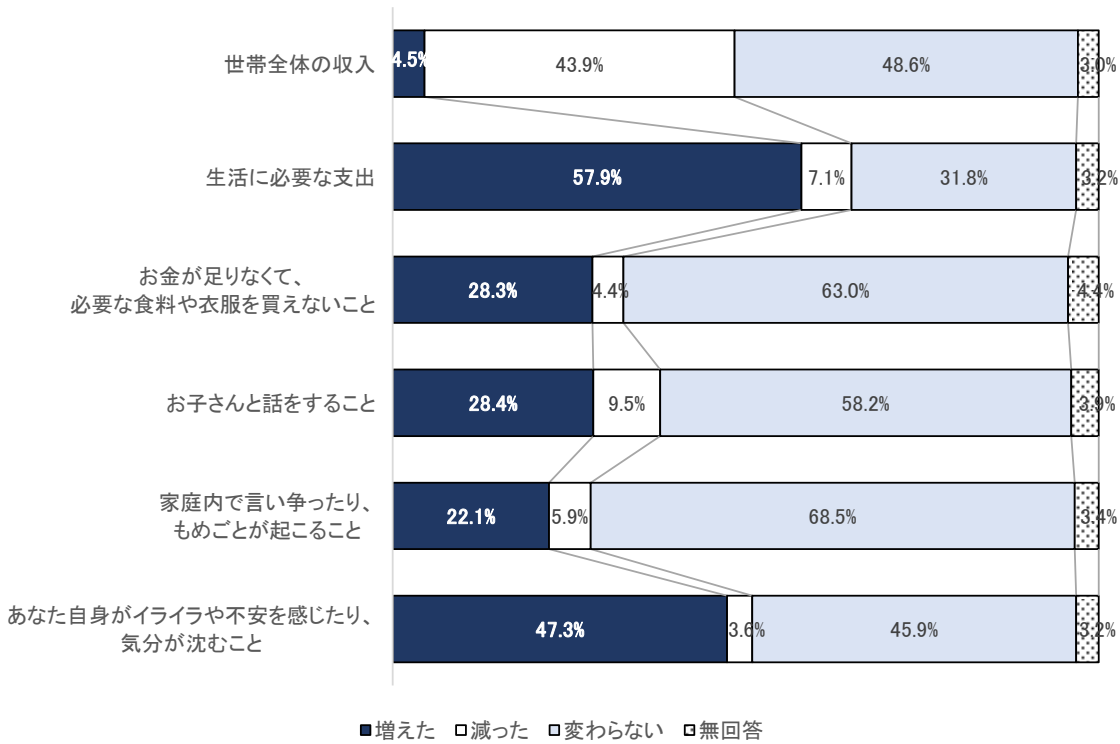


N=154

【Ⅲ－２】

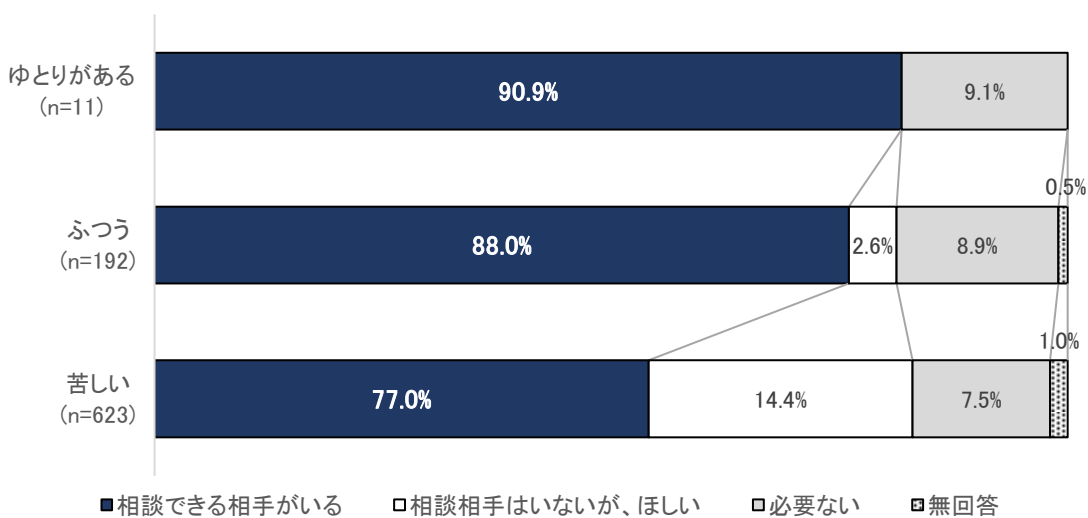
●新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後の生活の変化

収入が減り、支出が増えたとする保護者、イライラや不安を感じたりすることが増えた保護者の割合が高い。



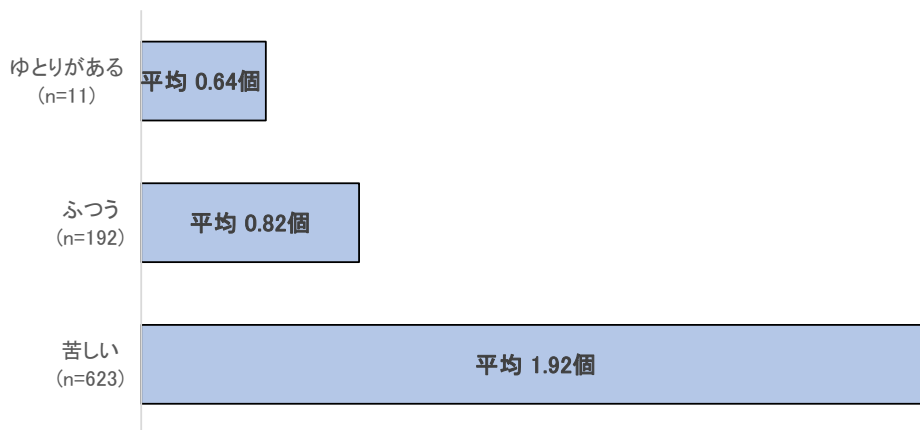
●現在の暮らし向き別子どもに関する悩みの相談相手の有無

暮らし向きが苦しくなるほど、「相談できる相手はいないが、ほしい」の割合が増える。



●現在の暮らし向き別生活について相談したいこと

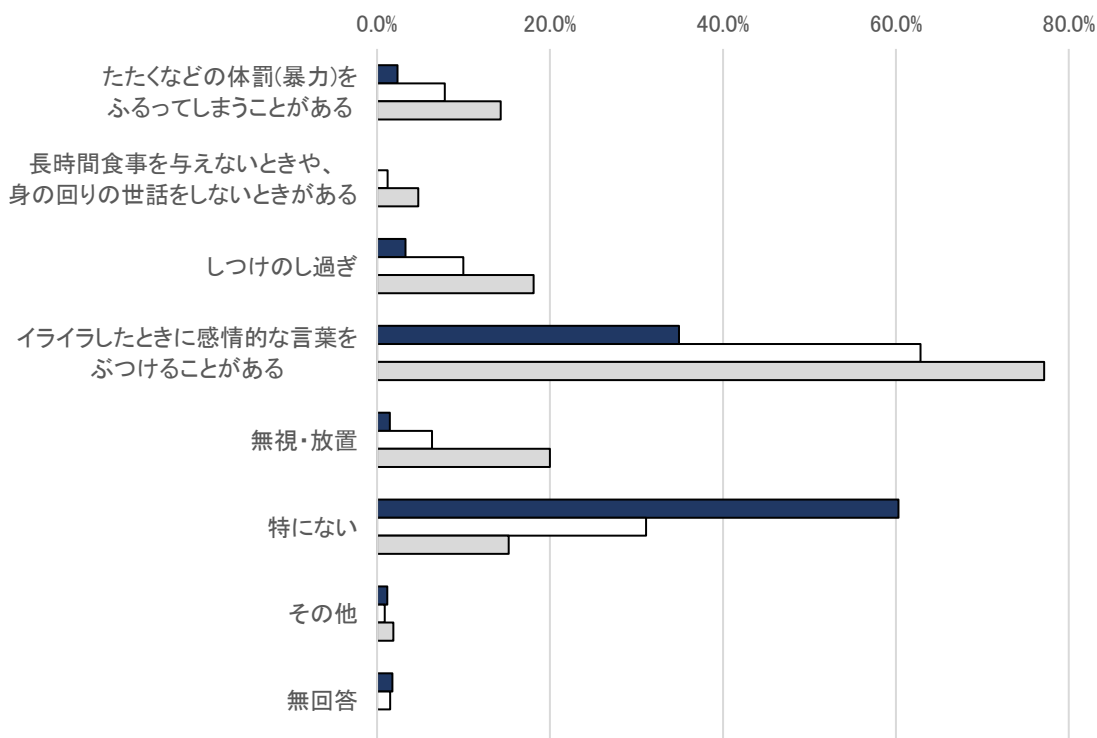
暮らし向きが苦しくなるほど、生活について、相談したいことが増える。



※ 例示した 16 個の相談事項のうち、回答者が選択した個数の平均値を算出。

●子育ての楽しさに関する認識別子どもに対して無意識にしていると思うこと

子育てにつらさを感じる保護者ほど、子どもにとって不利益となりうる行動を無意識に取っているのではないかと思う割合が増える。



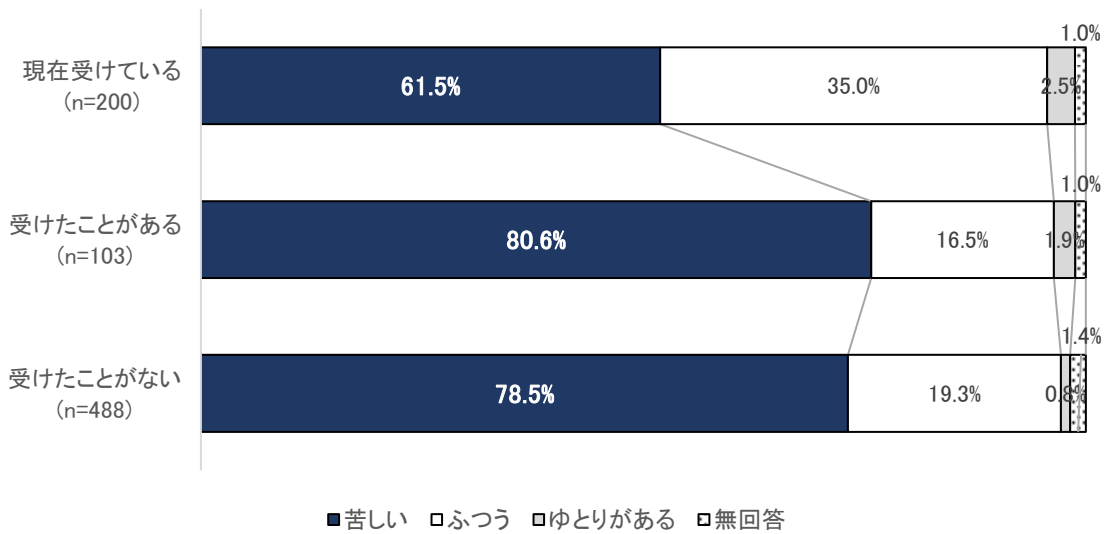
■ 楽しいと感じることが多い (n=335)

□ 楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい (n=331)

□ つらいと感じることの方が多 (n=105)

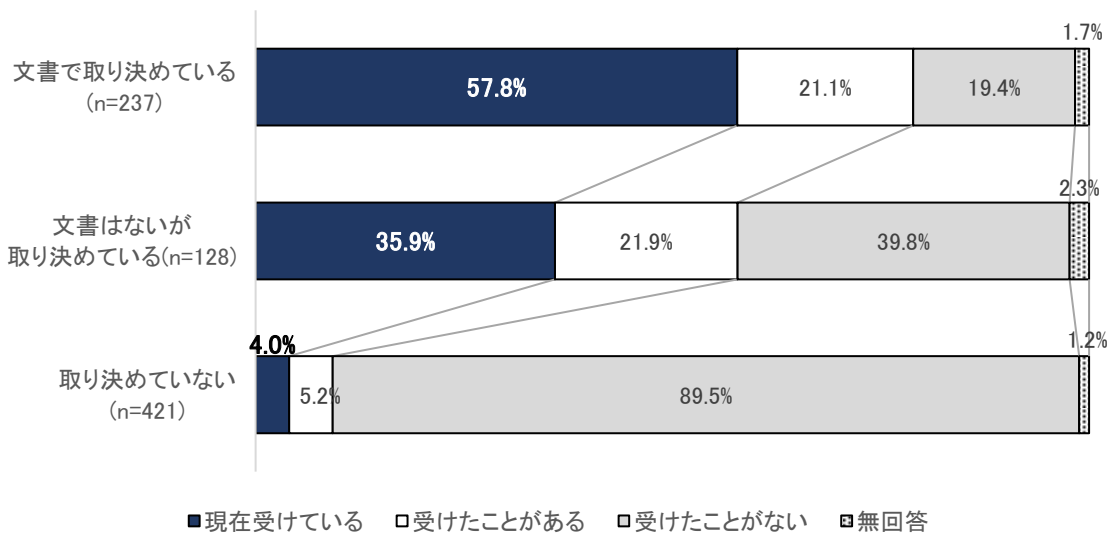
●養育費の受給状況別現在の暮らし向き

養育費を「現在受けている」保護者の方が、暮らし向きがよい。



●養育費に関する取決め別養育費の受給状況

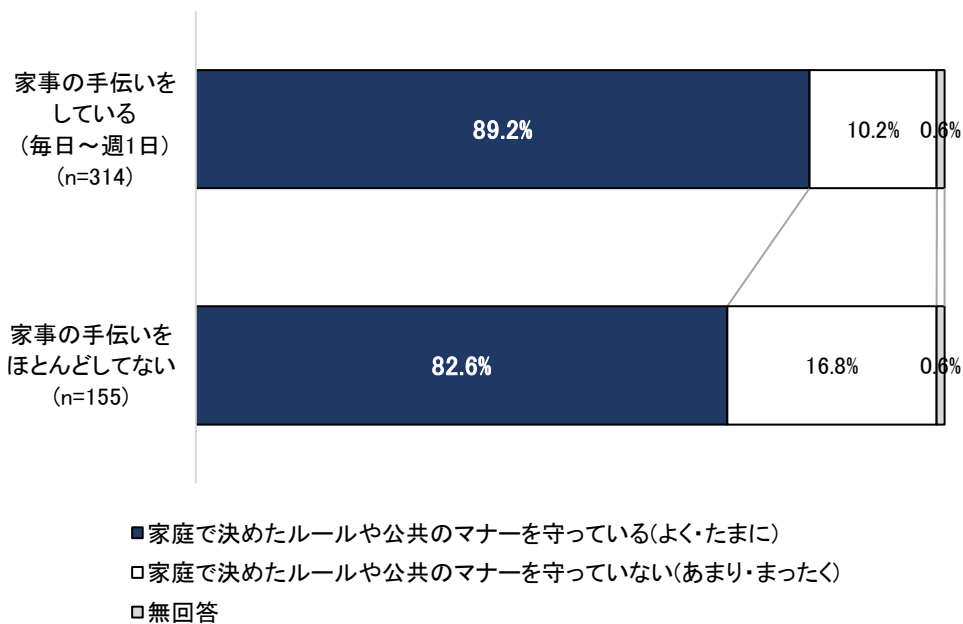
養育費を取り決めている保護者ほど、養育費の受給状況がよい。特に文書で取り決めている場合が顕著である。



【IV-2】

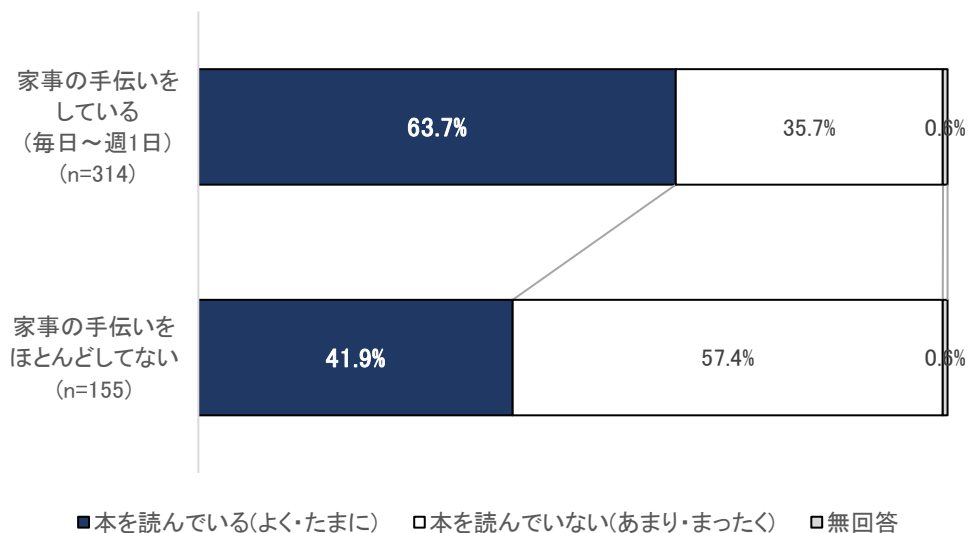
●家事の手伝いの有無別子どもの生活習慣(ルール・マナーを守る)

家事を手伝う子どもの方が、規範意識のある様子が窺われる。



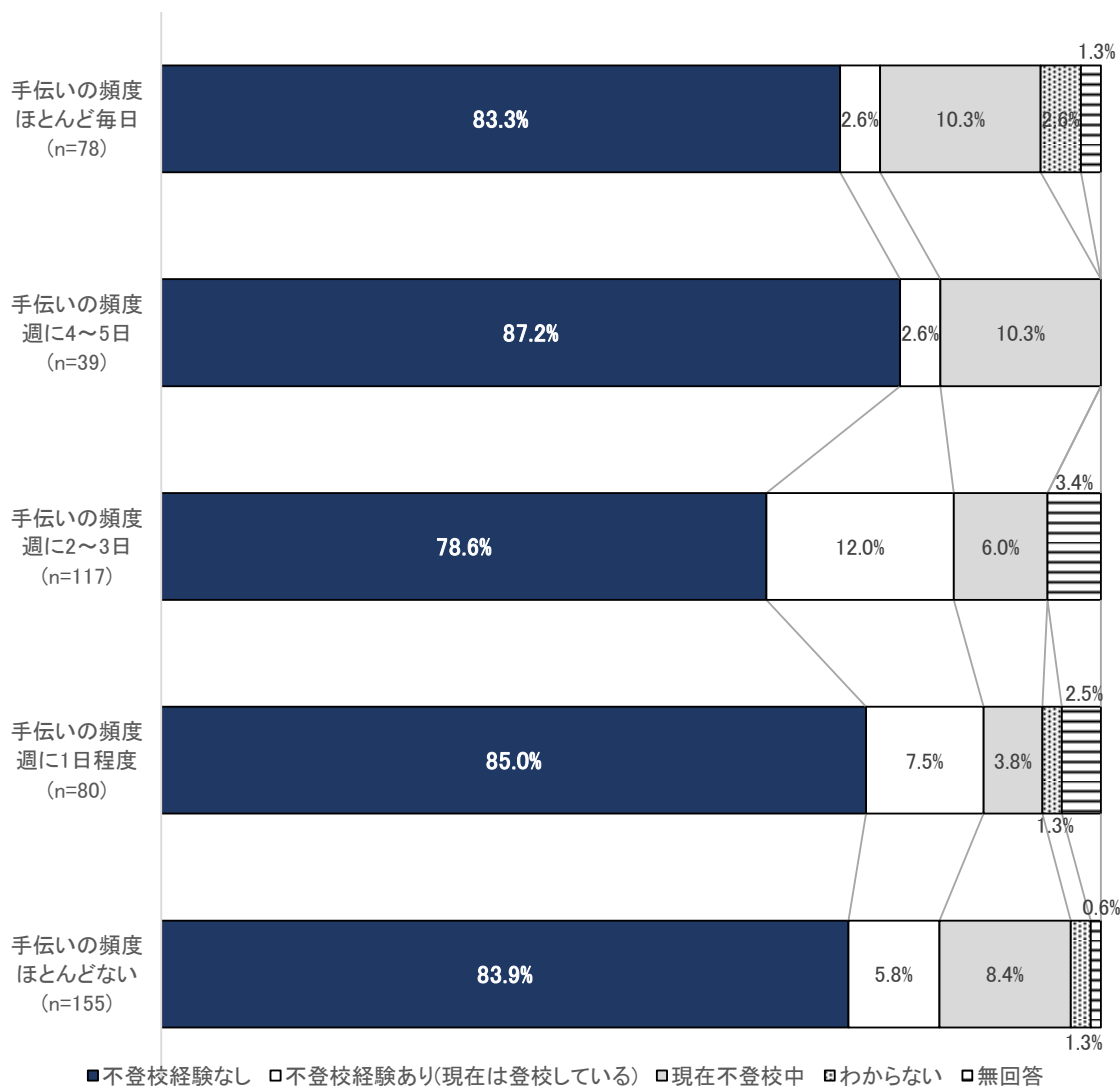
●家事の手伝いの有無別子どもの生活習慣(読書)

家事を手伝う子どもの方が、読書習慣のある様子が窺われる。



●家事の手伝いの頻度別子どもの登校状況

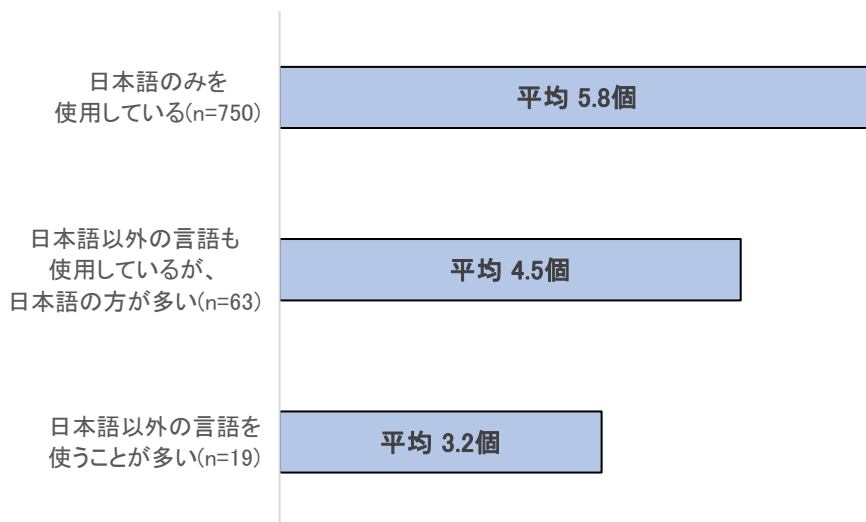
家事の手伝いの頻度にかかわらず、不登校中の子ども、不登校の経験のある子どもが一定割合いるが、手伝いの頻度が「ほとんど毎日」「週4～5日」の家庭において、やや「現在不登校中」の割合が高い。



【V-2】

●家庭での使用言語別支援制度の認知

日本語の使用頻度が低い家庭ほど、子育てに関する支援制度の認知が低い。

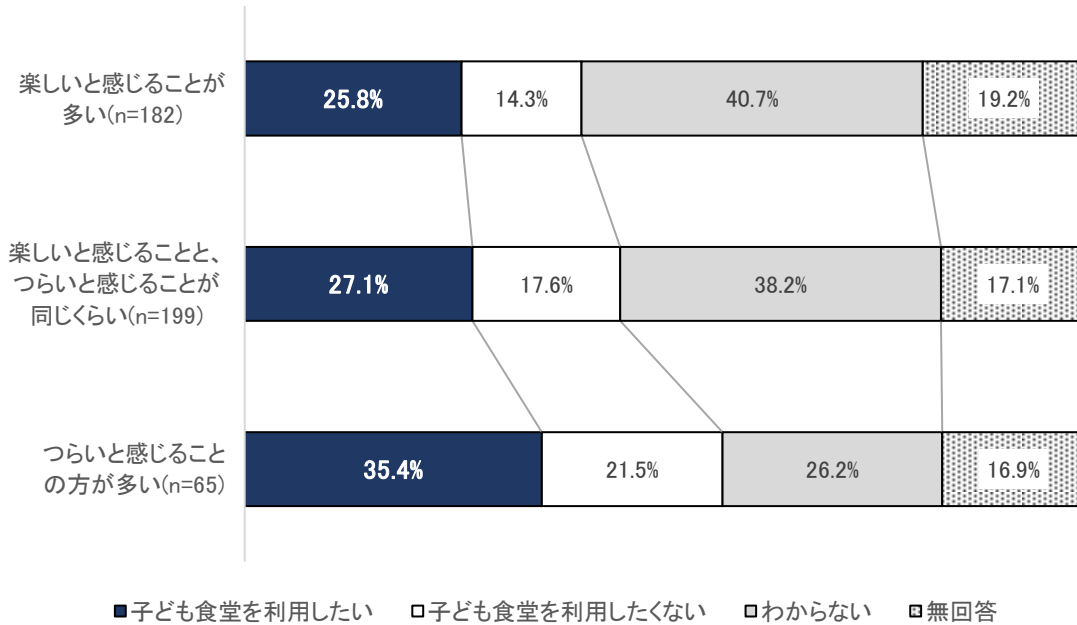


※ 「子育て家庭への支援策」として例示した 24 事業のうち、「知っている」又は「利用したことがある」と回答した事業の個数の平均値を算出。

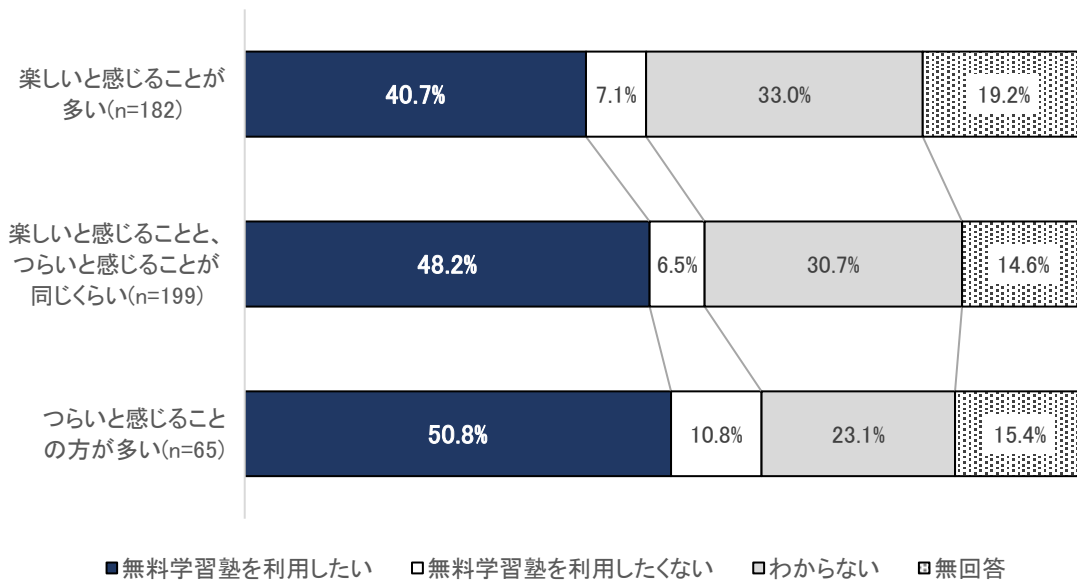
●子育ての楽しさに関する認識別子どもの居場所の利用意向

子育てにつらさを感じるほど、子どもの居場所の利用意向が高まる。子どもだけでなく、保護者もほっとしに来ているとの指摘¹⁸があり、これを反映していると思われる。

(子ども食堂)



(無料学習塾)



¹⁸ 板橋区ひとり親家庭等生活実態調査(平成 29 年)

4 策定経過

板橋区子ども・子育て支援本部審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	令和3 (2021)年 5月18日	1. 実施計画2025の策定方針について
第2回	令和3 (2021)年 8月3日	1. 子ども未来応援宣言2025の進捗・評価について 2. 実施計画2025の計画骨子について
第3回	令和3 (2021)年 月 日	1. 実施計画2025計画(素案)について
第4回	令和4 (2022)年 月 日	1. 実施計画2025(素案)に対するパブリックコメントについて 2. 実施計画2025(案)について

板橋区子ども・子育て会議審議経過【令和3(2021)年度】

回数	開催日	審議内容
第1回	令和3 (2021)年 6月21日	1. 令和4年度に向けた令和3年度の施設整備計画について 2. 令和3年度保育所等入所状況について 3. 実施計画2025策定方針について 4. 子どもの貧困対策実態調査の実施についてについて 5. 区立新河岸幼稚園の統合について
第2回	令和3 (2021)年 8月22日	1. 子ども未来応援宣言2025の進捗・評価について 2. 実施計画2025の計画骨子について 3. 「板橋区子ども・若者計画2021」令和2(2020)年度実績報告について 4. 「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト(子どもの貧困対策)」の令和2年度実績報告について 5. 新子育て安心プラン実施計画について
第3回	令和3 (2021)年 月 日	1. 実施計画2025(素案)について
第4回	令和3 (2021)年 月 日	1. 実施計画2025(素案)に対するパブリックコメントについて 2. 実施計画2025(案)について

5 板橋区子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

No.	氏名	所属団体等	役職	任期
1	片岡 輝	学識経験者（東京家政大学名誉教授）	会長	H25.12～
2	吉田 正幸	幼児教育・保育専門誌「遊育」代表取締役	副会長	H25.12～
3	鈴木 育夫	板橋区医師会	委員	H25.12～
4	高田 修一	板橋産業連合会	〃	R元.11～
5	三枝 節夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	〃	R元.11～
6	加藤 朝子	板橋区民生・児童委員協議会	〃	R元.11～
7	横川 隆之	板橋区立中学校PTA連合会	〃	R2.6～
8	井上 敬夫	板橋区立中学校長会	〃	R2.6～
9	金山 隆之	板橋区立小学校PTA連合会	〃	R2.6～
10	木村 高一郎	板橋区立小学校長会	〃	R2.6～
11	二階堂 萌子	板橋区私立幼稚園PTA連合会	〃	R2.6～
12	富永 興之介	板橋区私立幼稚園協会	〃	H30.6～
13	下竹 敬史	板橋区私立保育園園長会	〃	H26.7～
14	谷田 千穂	障がい者団体	〃	H27.11～
15	奥野 貴子	区民委員	〃	R元.11～R3.10
				R3.11～
16	熊坂 麻希子	区民委員	〃	R元.11～R3.10
				R3.11～
17	中村 有美	区民委員	〃	R元.11～R3.10
				R3.11～

6 板橋区子ども・子育て会議条例

平成25年10月18日東京都板橋区条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の附属機関として板橋区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他区長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)

(平成27年7月 3日一部改正)

(平成28年4月 1日一部改正)

(平成28年8月 8日一部改正)

(平成29年3月10日一部改正)

(平成30年3月22日一部改正)

(令和 2年3月10日一部改正)

(令和 3年3月31日一部改正)

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）に基づく家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育て関係者に係る子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）を総合的かつ効果的に推進し、及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第3条並びに子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に定める基本理念に則り実施する支援（以下それぞれ「次世代育成支援」及び「子どもの貧困対策」という。）を推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、支援本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、別表第1に掲げるところによる。
- (6) 前号の規定にかかわらず、本部長は、特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の策定並びに修正に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る諸施策の協議並びに推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る重要な事項に関すること。

2 次に掲げる場合については、別に定める板橋区子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

(1) 法第31条第2項の規定により、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設の利用定員を定めるとき。

(2) 法第43条第3項の規定により、同項に定める特定地域型保育事業の利用定員を定めるとき。

(3) 法第61条第7項の規定により、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更するとき。

3 子ども・子育て支援及び次世代育成支援の推進にあたっては、必要に応じ、板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進)

第5条 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の実施については、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）で定める部並びに教育委員会事務局で行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

2 子ども・子育て支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第2に掲げるところによる。

3 次世代育成支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第3に掲げるところによる。

4 子どもの貧困対策に係る連絡調整会議の構成員は別表第4に掲げるところによる。

5 前項の会議に、座長及び幹事課長を置く。

6 前項の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。

7 第5項の幹事課長は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 生活支援課長

(2) 子ども政策課長

(3) 教育総務課長

8 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

9 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。
(板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱の廃止)
- 2 板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱(平成16年5月10日区長決定、同日施行)及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱(平成25年5月14日区長決定、同日施行)は、この要綱の一部改正施行と同時に廃止する。

付則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。(組織改正)

付則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

(別表第1) 子ども・子育て支援本部本部員(第2条関係)

教育長
政策経営部長
総務部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
児童相談所開設準備担当部長
資源環境部長
都市整備部長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長

(別表第2) 子ども・子育て支援連絡調整会議(第6条関係)

政策企画課長

財政課長
人事課長
健康推進課長
障がい政策課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て支援施設課長
児童相談所開設準備課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
地域教育力推進課長

(別表第3) 次世代育成支援連絡調整会議 (第6条関係)

政策企画課長
財政課長
人事課長
男女社会参画課長
スポーツ振興課長
産業振興課長
健康推進課長
生活支援課長
障がい政策課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て支援施設課長
児童相談所開設準備課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
指導室長
生涯学習課長
地域教育力推進課長

(別表第4) 子どもの貧困対策連絡調整会議 (第6条関係)

子ども家庭部長
政策企画課長
経営改革推進課長
財政課長

地域振興課長
産業振興課長
健康推進課長
生活支援課長
板橋福祉事務所長
子ども政策課長
児童相談所開設準備課長
子ども家庭支援センター所長
住宅政策課長
教育総務課長
学務課長
指導室長
生涯学習課長
地域教育力推進課長
教育支援センター所長

いたばし子ども未来応援宣言 2025

実施計画 2025

編集 板橋区子ども家庭部子ども政策課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2471 FAX 03-3579-2487

kk-shomu@city.itabashi.tokyo.jp

令和 4 年 3 月発行

刊行物番号 99-999



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>